

## 決算特別委員会会議録

開会時間 午前 10 時 02 分

閉会時間 午後 3 時 02 分

日時 平成 27 年 10 月 9 日 (金)

場所 委員会室棟大会議室

委員出席者 委員 長 永井 学  
副委員 長 山田 七穂  
委 員 臼井 成夫 浅川 力三 塩澤 浩 杉山 肇  
遠藤 浩 水岸富美男 宮本 秀憲 前島 茂松  
渡辺 英機 大柴 邦彦 猪股 尚彦 清水喜美男  
土橋 亨 安本 美紀 小越 智子

委員欠席者 早川 浩

### 説明のため出席した者

福祉保健部長 吉原 美幸 福祉保健部次長 渡辺 恭男  
福祉保健部次長 相原 正志 福祉保健部技監 三科 進吾  
福祉保健部参事(医務課長事務取扱) 堀岡 伸彦  
福祉保健総務課長 前嶋 健佐 監査指導室長 古屋 正  
長寿社会課長 内藤 梅子 国保援護課総括課長補佐 田辺 由加里  
子育て支援課長 神宮司 易 障害福祉課長 中山 吉幸  
衛生薬務課長 守屋 英樹 健康増進課長 依田 誠二

森林環境部長 一瀬 文昭 林務長 江里口 浩二 森林環境部理事 秋山 孝  
森林環境部次長 保坂 公敏 森林環境部技監 小島 健太郎  
森林環境部参事(大気水質保全課長事務取扱) 深澤 武彦  
森林環境総務課長 若林 一紀 環境整備課長 笹本 稔  
みどり自然課長 平塚 幸美 森林整備課長 島田 欣也  
林業振興課長 桐林 雅樹 県有林課長 金子 景一 治山林道課長 橋田 博

県土整備部長 大野 昌仁 県土整備部理事 中嶋 晴彦  
県土整備部次長 古屋 金正 県土整備部技監 大久保 勝徳  
県土整備部技監 内田 稔邦 総括技術審査監 松永 久士  
県土整備総務課長 清水 正 美しい県土づくり推進室長 長田 泉  
建設業対策室長 笹本 清 用地課長 渡邊 仁 技術管理課長 藤森 克也  
道路整備課長 丹澤 彦一 高速道路推進課長 乙守 和人  
道路管理課長 高井 達也 治水課長 水上 文明 砂防課長 保坂 秀人  
都市計画課長 望月 一良 下水道室長 山下 雄康  
建築住宅課長 渡井 攻 営繕課長 笠井 英俊

出納局次長(会計課長事務取扱) 大柴 節美

議題 認第 1 号 平成 26 年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件

審査の概要 午前 10 時 03 分から午後 12 時 07 分まで福祉保健部・森林環境部関係、休憩をはさみ、午後 1 時 02 分から午後 3 時 01 分まで県土整備部関係の部局審査を行った。

質 疑 福祉保健部・森林環境部関係

(不納欠損について)

遠藤委員 　　まず、福 4 ページ。この諸収入の不納欠損あるいは収入未済ということで、生保、児童その他の返還金の未収だという説明だったんですが、結構な金額なので、内訳といたしますか、内容を知りたいんですけども、お伺いいたします。

前嶋福祉保健総務課長 　福 4 ページの不納欠損でございますが、児童扶養手当の過払い金に係る返還金の未収金と、生活保護の費用を払っておりますが、その返還金による未収金でございます。先ほど言いました児童扶養手当とか生活保護関係の費用を一旦対象者にお支払いをしますが、生活保護でいうと、その後収入があったことが過去にさかのぼってわかる場合がございます。そうすると、その収入をもう一度再算定し直しまして生活保護の支給分を計算しますので、過去にさかのぼって支給した分が過払いとなる部分があります。それを返していただくために科目を立てて調定を行って返していただくんですが、生活困窮者が多いですから、なかなか返していただけない部分で未収金になったり、時効を迎えて不納欠損とさせていただいている、そういうものでございます。

遠藤委員 　　この実態といたしますか、数字、対象人数みたいなものがわかりましたら、教えていただきたいと思っております。

前嶋福祉保健総務課長 　生活保護の不納欠損についてでございますが、9 件ございまして、その内訳が 1,269 万円余ということになっております。それぞれが、過去にさかのぼって収入があったものの修正などが出てきたものでございます。中身的には、年金の遡及受給とか就労収入の未申告等によりまして、その方に収入があったということが判明しますと、収入が入った時点でさかのぼって再計算をさせていただきますので、その過払いの部分を請求して収入がないということでございます。

神宮司子育て支援課長 　福 5 ページの不納欠損について、この不納欠損額 1,336 万円余のうち、児童扶養手当に係る不納欠損につきましては 67 万 5,000 円ということでもあります。児童扶養手当は、ひとり親家庭の子供のいる家庭に支給されるものでありますが、受給資格者が婚姻あるいは事実婚とか転出といった場合、住所が異動しているということ把握できるときにはその都度手続するわけですが、そういった届け出等が不足、漏れが生じた場合の返還金といたしますか、徴収金が生じるということですか。この児童扶養手当につきましても時効期間が 5 年ということでありまして、これによって消滅した債権について不納欠損したものでございます。内容としましては、3 件で 67 万 5,000 円であります。

遠藤委員 　　これは一般的に不正受給とは違うんですか。

神宮司子育て支援課長 　児童扶養手当の場合には、不正受給ということよりも、やはり婚姻をしている、あるいは事実婚といった確認がとりにくいこともありますので、そういった意味ではなくて、転出とかそういったことで一月ぐらい把握がおくれたことにより、支給したものを返還していただくということでもあります。

遠藤委員 　　生保も同じですか。

前嶋福祉保健総務課長 生活保護につきましては、就労収入の未申告等につきまして、それから、年金遡及等の話につきまして、一部不正というか不実という部分のものもございいます。全てどれがどの程度ということとはございませんけれども、中には対象になるものもございいます。

遠藤委員 対象になるものがあって不納欠損にしてしまうというのは安易ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

前嶋福祉保健総務課長 対象者に対して今までは分納に係る納付等を続けてきたところですが、最終の支払いとかから5年等たっているわけですけれども、相手が高齢者であるとか、意思疎通ができなかったり、施設に入所したりしているということがございまして、先立つお金がないということもございまして、なかなか徴収に至ってなかった、それが5年時効を迎えてしまったというところがございます。

遠藤委員 内情は推測ができるんですけども、税の公平性とかがあるわけで、今これ、不納欠損してしまったということでありまして、これ以上は申し上げませんが、今後は毅然とした態度を望みたいと思いますが、いかがでしょうか。

前嶋福祉保健総務課長 現場でも、分納誓約とか債権の承認、そういう手続を順次進めておりますので、安易に不納欠損という手段をとらないようには現場でも気をつけているところではございますが、さらに確認をさせていただくとともに、安易な不納欠損を行わないようにチェックをしていきたいと思っております。

**(介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金の事故繰越について)**

遠藤委員 福12ページの事故繰越、市町村事業に繰り越しがあったためということですが、全体の事業費と繰越明許費、どのぐらいのパーセントになるのでしょうか。

前嶋福祉保健総務課長 この事業費全体は、介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金でございまして、総体が11億9,300万円余の予算現額に対しまして、翌年度に繰り越したのは1億1,948万円ということではございます。

遠藤委員 これは市町村が事業繰り越しがあったということなんですが、これは全体的ですか。それとも、市町村が1カ所2カ所ということでしょうか。

内藤長寿社会課長 この事業につきましては、市町村が、社会福祉法人等が運営する地域密着型の特別養護老人ホーム等の整備をする場合に県が助成する事業になっております。その中で1施設1市町村分が事故繰越となったものです。

遠藤委員 平成26年度で繰り越したということなので、平成27年度は実施できる見込みがあるのでしょうか。

内藤長寿社会課長 平成26年度中にほとんどできておりましたので、平成27年度になり既に建設工事が完了し、開設しております。完了をもって支払を行うため、予算額としては全額繰り越しさせていただきました。

**(繰越明許費について)**

遠藤委員

それから、森林環境部ですけれども、繰越明許の説明、例えば森 9 ページ、林道費、繰越明許費が何項目があります。関係機関との調整に日にちを要したためという理由だったんですが、総務部のときには、これは事故繰越ということで明記されているんです。この辺の整合がとれていないような気がするんですが、総務部の資料はお持ちですか。ないですか。総務部で例えば防災航空隊費で事故繰越になっていて、理由が、関係機関との調整に時日を要したためということになっていきますけれども、この辺の説明の整合がとれていないと思いますが、いかがでしょう。

橘田治山林道課長

林道費の繰越明許費の理由等のお話でございます。繰越明許費を計上するものと、森 9 ページの件でございますけれども、その下に事故繰越がございます。繰越明許費につきましては、年度の途中に既に工期がとれないことが判明したといった場合にあらかじめ工期を次年度にまたくことをする場合に、議会の承認を得ているものでございます。事故繰越というのは、議会の最終、2 月議会に上程した後、例えば雪が降ったりして、その年度内に終わるということで事業を実施していたけれども、年度末に雪が降ってしまって、やむを得ず工事が年度内に完成しなかったといったものを事故繰越にしているということでございます。

遠藤委員

繰り越しが結構多いので、一つ一つ聞くわけにいかないんですけれども、これらの繰り越しがあって、要するに、玉突きでどんどん事業がおくれていくようなことがあると思うんですけれども、そういう実態はあるんでしょうか。

橘田治山林道課長

特に林道事業の場合は 1 つの路線の中で事業をしております、前の工事が終わらないと次の工事に着手できないという事情がございます。前の年度の事業が終わってから、今年のを発注するということになるわけです。県しても、なるべく繰り越しがでないように早期発注に努めております、工期の縮減が図られるように事業者とも協議をしながら繰り越しにならないように努めているところでございます。

遠藤委員

具体的に工期縮減対策はどんなことがあるのかお伺いいたします。

橘田治山林道課長

工事の発注に際しましては、工程の管理を事業者とよく調整をいたしまして、設定工期内に終われるのかどうなのかといったようなところ、どこを調整すれば早く仕上がるのかといったところを受注した業者と検討しながら、その工事が早く終わるように努めているところでございます。

**(生きがい対策費について)**

杉山委員

福祉保健部関係で何点かお聞きしたいと思います。まず福 7 の生きがい対策費のところ、高齢者の健康づくり、生きがいづくり対策の推進ということで、当然ながら、高齢化が進んで大切な分野だと思っておりますが、一方では、高齢者の孤立化というのも社会問題になっていると思っております。そういう意味では、今、各地域の老人クラブの役割が大きくなっていると思っておりますが、県内の老人クラブの状況がおわかりになったら教えていただきたいのと、県として老人クラブ等にどういった支援を行っているのかお聞きしたいと思います。

内藤長寿社会課長

県内の老人クラブの状況についてまず御説明をさせていただきますと、平成 26 年度末現在の状況で県内の老人クラブ数は 1,198 クラブ、会員数は 6 万

3,519人となっております。また、昨年10月1日時点の60歳以上人口をもとに加入割合を算出してみたところ、今のところ21.7%となっております。多少減少傾向となっておりますが、加入割合につきましては、全国が15.1%という数字が出ておりますので、比較いたしますと、本県内の老人クラブの活動は活発な状況と考えております。

それから、老人クラブへの県からの支援についての御質問につきましては、各地域で老人クラブ、それから、市町村の老人クラブ連合会、また県の老人クラブ連合会がございますけれども、各老人クラブが健康づくりや介護予防についての活動支援、地域支え合い活動ということを行っておられますので、そういったことに対して助成金の支払いをさせていただいて、支援をしているところであります。

杉山委員

老人クラブの加入率が思ったより低いという感じがするんですが、今、高齢者も元気なので、なかなか入りたがらないというのも一方ではあるかもしれませんが、生きがいや健康を考えたときには、そういったところがもっと充実をしていかなければならないと思うんです。それは市町村が主にやる役割かもしれませんが、県もそういう方向で、ぜひ施策を考えていただきたいと思います。

#### (児童虐待について)

児童虐待について、県としてもいろいろな取り組みをされていると思うんですが、相変わらず児童虐待に関するニュースが後を絶たないわけでありまして。そういった意味で、県は具体的にどのような取り組みをされているのか、児童相談所あるいは市町村の児童虐待についての件数、その辺が把握できているのかどうかお聞きしたいと思います。

神宮司子育て支援課長

まず児童虐待に関する本県の取り組みですけれども、児童虐待防止につきましては、広く一般県民の啓発が重要でございます。11月が児童虐待防止推進月間ということで、テレビのCMの制作・放映とか、あるいは保育士や教員、地域の方々など児童や保護者と触れ合う機会の多い県民の方を対象に研修会を開催することで意識啓発等に努めております。テレビCMにつきましてもこの時期に放映しているわけですが、今年は児童虐待が多いことも踏まえまして、昨年制作したCMをそのまま使い、その分回数をふやして放映することを考えております。また、こういった広報・啓発活動によって虐待に対する地域の意識が高まって、以前には発見しにくかったような言葉による暴力とか心理的な虐待の早期発見につながっていくと考えております。

また、児童虐待の相談件数ですけれども、先ごろ全国の数字が公表されたところでございます。全国につきましては8万8,931件、これは児童相談所に寄せられている相談件数ということでございます。本県では児童相談所に寄せられている相談件数が567件。児童虐待は平成17年から一義的には市町村にも相談が行くという仕組みをとっております。困難な事例、緊急を要する事例、専門的な事例が児童相談所に送られてくるということになっておりますけれども、県全体では971件、児童相談所で扱っているのが567件ということで、本県につきましても過去最高の件数であります。

杉山委員

この件については大変な問題があると思いますので、これはまた総括審査で質問させていただきたいと思います。

#### (富士・東部圏域における小児リハビリテーションの推進について)

決算額が 1 億 4,000 万円余りということですが、その内訳と診療所の建物の概要をお聞きしたいと思います。

中山障害福祉課長 決算額の内容についてでございますが、診療所の建設工事費が 1 億 3,500 万円余、リハビリ等に使います器具、教材、スタッフが使用するパソコンなどの備品購入費が 800 万円ということになってございます。次に建物の構造でございますが、鉄筋コンクリートの平屋建てでございます。延べ床面積 316 平米、約 96 坪でございます。部屋の割りとしましては、診察室、理学療法室、作業療法室、言語聴覚室、心理療法室を備えております。

杉山委員 この診療所は具体的にどういった方を対象とされているのか、この診療所が開設されてある一定期間たつわけですが、どのぐらいの人数が受診されたのか教えていただきたいと思えます。

中山障害福祉課長 診療所では、小児科の医師を配置いたしまして、週 2 日、障害児を中心に診療とリハビリテーションを行っております。リハビリの内容といたしましては、理学療法、作業療法、心理療法、言語聴覚療法を行っております。利用の実績でございますが、今年 4 月 2 日に開設し、9 月末までの間で診療が延べ 314 人、リハビリが延べ 265 人ございまして、毎月徐々に増加をしてきております。また、診療いたしました 314 人中 191 人が発達障害児ございまして、その割合が 6 割となっております。ほかに、脳性麻痺 74 人で 24% という状況でございます。

杉山委員 今のお話ですと、これからそういう受診者がふえていくだろうと思われませんが、今後、この診療所の体制をどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

中山障害福祉課長 実は診療所を開設するに当たり、富士・東部地域の各市町村に調査をいたしまして、対象の児童数の把握をしました。それを計算いたしますと、現在、医療スタッフは、小児科の医師を 1 名、各作業療法士 4 名、看護師、診療報酬計算員の 7 人でございます。このスタッフで週 2 日開院するとして年間約 100 日になるんですが、この 100 日の診療日数で足りるということで開設をさせていただきました。この診療所自体が、富士・東部圏域の民間医療機関の補完というような位置づけをしているということ、それから、障害児のリハビリにつきましては、大人とは異なった技能が求められるということで熟練したスタッフを配置する必要があるんですが、現時点でこうした人材が確保できないということもございまして、現時点におきましてはこの 7 人の態勢、週 2 日の態勢でいくと考えております。

#### (医師の確保について)

杉山委員 今の御説明の中で、人材不足だという理由がありましたが、医師の確保、定着の推進という事業をされていて、主要成果説明書によりますと、医師免許を取得した者の 74% が県内の医療機関に勤務しているとあるわけですね。この制度がスタートしてもう数年たっているわけですね。かなりの多くの方が県内の医療機関に勤めていると思われるんですが、実感として医師の数がふえているとはどうしても思えないんです。今の説明にもありましたけれども、まだまだ医師の人材が不足しているのが続いているわけですね。そういう意味では、制度によって県内の医療機関に勤務する医師がふえている一方、例えば県内か

ら県外に出る医師もいるんじゃないかと思うんですが、その辺の実態というのはどうでしょうか。

堀岡福祉保健部参事（医務課長事務取扱） 成果報告書にも記載させていただいていますが、できるだけ県内の医師をふやすために、医師修学資金の貸与制度を持っております。この制度に関しましては、平成 19 年から現在まで 602 人の医師に貸与をしております。これが 6 年間と非常に長いので、既にこの 602 人のうちの 304 人が卒業しておりますけれども、そのうちの 225 名が医師免許取得後、県内医療機関に就業をしている状況でございます。

細かい話になりますが、1 種ですと 6 年間のうちの 3 年間、2 種ですと医師免許取得後、貸与期間の 2 分の 5 の間に 2 分の 3 相当の期間、県内に就業することが義務となっておりますので、実際には 225 名以上の医師がふえると思っておりますけれども、今後とも医師がふえるように努めてまいりたいと考えております。

杉山委員 当然、医師をふやすために一生懸命努力をされているのは重々わかるんですが、先ほど言ったように、例えば現在県内で勤めている医師が県外に行くというのはあるわけですか。

堀岡福祉保健部参事（医務課長事務取扱） もちろん卒業生の就職先を完全に縛ることはできませんので、そういった実態は一部ございますけれども、そういうことができるだけ少ないように、地域枠の方には基本的に修学資金の貸し付けをさせていただき、その貸し付けの返還要件の中で、県内医療機関で働くことが免除の要件となっている制度のたてつけですので、何とか頑張りたいと考えております。平成 24 年度以降は、県内で初期研修をすることを条件にしておりますので、その方々は必ず初期研修は県内で行うので、その方が卒業していくのは平成 30 年ごろからになりますけれども、なお一層、県内の医療機関で働いていただける医師が、ふえていくと考えております。

杉山委員 そういった先生方が県内にずっととどまっていたら一番いい話だと思うんですが、例えばいろいろな医療環境だとか、当然、都心に比べれば劣るところもあるかもしれませんが、医師の意見なども当然聞き入れながら、可能な限りこの山梨で医療ができる環境を、十分とは言えないまでも努力をするというようなことも大事だと思うので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

塩澤委員 関連で、杉山委員の児童虐待についてお伺ひしたいと思います。全国では 8 万 8,931 件、県で 567 件という話がありました。具体的にお伺ひしたいんですけれども、この件数は、児童虐待で保護した人数ということでしょうか。それとも、通報があったということでしょうか。

神宮司子育て支援課長 本県における児童虐待の 567 件につきましては、児童相談所に相談が寄せられた件数になります。

塩澤委員 実際に保護した件数というのはどのくらいあったんでしょうか。

神宮司子育て支援課長 平成 26 年度におきましては、実人員で 130 名でありまして、保護の平均日数が 5.2 日間です。



塩澤委員 相当の人数を保護したと思いますけれども、児相などの施設の面積的な部分に関して、預かれる、保護できるだけの広さというのは、許容範囲だったんでしょうか。

神宮司子育て支援課長 児童相談所につきましては県内に 2 か所ございます。中央児童相談所、それから、都留児童相談所、どちらも 1 次保護所の定員が 12 名となっております。全国で公表されておりますが、例えば中央児童相談所の場合には、定員が 12 名のところで 12 名を超えて 1 次保護を行ったという日数が 49 日ございました。ただ、年間の延べ人数で換算いたしますと、定員に対する入所率が 90.79%であります。また、都留児童相談所につきましても 12 名ですが、こちらでは年間に定員を超えた日数が 9 日間ということで、定員に対する平均の入所率は 77%という状況で、超過しているという状況ではございません。

塩澤委員 超過してないという話だったんですけれども、超過している日もあったということだと思います。その超過している日に、複数そういった件数が多くなってくるとすることも想定されて、最近報道でもあるなかなか受け入れられなかったということで大変騒ぎになっていることもありましたけれども、職員的人数的にはどうでしょうか。

神宮司子育て支援課長 1 次保護所につきましては、その態勢とスタッフにつきましては基準が設けてございまして、本県の場合には、国の基準でいえば 6 名というところを、9 名の専門スタッフを配置しているところであります。

塩澤委員 6 名のところを 9 名ということは通常よりも多いと普通は感じますけれども、さっき言った期間、オーバーしているときには 9 名で対応できたということですか。

神宮司子育て支援課長 一応それぞれの児童相談所の本体のところがありますので、そこは職員間で連携しながら対応しているところです。また、12 名の例えば中央児童相談所で定員がオーバーしそうときには、都留児童相談所に 1 次保護に行っていただくという調整もしております。また、そういったときでございまして、定員を超過するというケースがあるところでございます。

**(林道費等の繰越について)**

塩澤委員 先ほどの遠藤委員の林道等の繰り越しの件で 1 点だけお伺いしたいんですけれども、この年は緊急経済対策が何かで事業が膨らんだ年じゃないかと思っっているんですけれども、その辺はどうでしょうか。

橋田治山林道課長 平成 26 年度の補正は林道治山事業については、多くはなかったです。特に林道につきましては、平成 24 年度に大型補正があったものですから、前の工事が終わらないと次の工事が発注できないということからおくれが出ていることがございまして、順次、それは解消されてきているということでございます。

**(行政代執行費用について)**

水岸委員 森林環境部について幾つかお尋ねいたします。まず森 3 ページの収入未済額について伺います。その主なものは、北杜市日向処分場の生活環境保全対策と

して県が行った行政代執行費用約 2 億円という説明がありました。まずその代執行の状況について伺いたいと思います。

笹本環境整備課長 日向処分場の代執行につきましては、北杜市の旧須玉町の山中にあります民間の産業廃棄物最終処分場ですけれども、こちらに違法に建設廃材を埋め立てた案件について行ったものです。この埋め立てた廃棄物が崩落のおそれがあるということで埋め立てた事業者に対して崩落防止措置などの措置命令を発したんですけれども、命令に従わないということで、平成 16 年度から 17 年度にかけて行政代執行によりまして崩落防止措置を行いました。

水岸委員 次に、収入未済額について伺います。収入未済額約 2 億円とのことだが、請求した代執行費用の総額と債務者から回収した額は幾らなのか、また、昨年度の回収額はどのくらいか教えていただきたいと思います。

笹本環境整備課長 総額が 1 億 9,291 万円余りとなっております。これまでに徴収した累計額は、平成 26 年度末、昨年度末で 9 万 9 7 1 円となっております。昨年度回収した額につきましては 1 万 8,732 円。これは預金を差し押さえ回収しております。

水岸委員 なかなか回収が進んでいないようですけれども、今後どのように取り組んでいくのか伺います。

笹本環境整備課長 この債務者ですけれども、法人とその代表取締役になっているんですけれども、法人については、資産がなくて休止状態となっております。代表取締役は行方不明になっておりまして、今後の徴収見込みは不透明な状況です。一応これまで預金を調査しまして差し押さえを行って回収してきたんですけれども、預金調査を引き続きやることと、親族については把握しておりますので、親族のところを定期的に毎年確認に行きまして、この代表取締役の行方を把握するようにして回収を行っていきたいと考えております。

#### (武田の杜再整備事業及び森林公園のリニューアルについて)

水岸委員 森 5 ページの武田の杜再整備事業、また主要施策説明書の 54 ページの森林公園のリニューアルについて伺います。まず武田の杜の健康の森ゾーンで再整備を行っているが、健康の森ゾーンの概要についてまず伺います。

金子県有林課長 健康の森につきましては、昭和 48 年に置県 100 年を記念して、都市近郊地域での森林の保健休養機能、これを享受できる場として、甲府市山宮町片山の県有林に設置した森林公園でございまして、面積は 195 ヘクタールです。遊歩道や駐車場、そのほか、園地、キャンプ場などの施設がございます。

水岸委員 具体的な整備内容を教えてください。

金子県有林課長 具体的には、平成 23 年から 26 年までの 4 年間で、森の癒しを実感できるセラピーロードとかウッドデッキなどの整備、また、新たなサービスセンターの建設などの整備を行いまして、森林セラピー基地取得に向けた取り組みをしたところでございます。

水岸委員 利用者の数はどのような状況か教えてください。

金子県有林課長 昨年平成 26 年 5 月にセラピー基地をオープンさせたこともありまして、平成 25 年度には 3 万 8,792 名だったわけですが、平成 26 年度には 4 万 3,474 人と約 12% 伸びております。

**(森林病虫害駆除費及び森林病虫害対策事業費について)**

水岸委員 山梨県内で松くい虫が大分目立つ状況にあります。森 6 ページに森林病虫害駆除費と、その下に森林病虫害対策事業費が載っていますけれども、松くい虫対策について、この事業で実施しているのかどうか伺います。

島田森林整備課長 主にこの 2 つの事業で実施しております。それから、造林費というのがございまして、この造林費の一部の予算として、昇仙峡松林機能回復整備事業がございまして、主にこの 4 つの事業で対策を行っております。

水岸委員 具体的にどのような事業をどのぐらいの規模で実施しているのか伺います。

島田森林整備課長 これらの事業につきましては財源が異なるということでいろいろな事業に対応しておりますが、具体的には、主に被害木を伐採しまして、それを薬剤で処理して中の虫を殺すという、伐倒駆除という事業を約 7,000 立方メートルほど行いました。それから、松林を伐採してほかの樹種に転換していくという事業も行いまして、この事業につきましては 14 ヘクタールを昨年行いました。それから、まだ虫が入ってない健全な松に対しまして、樹幹注入という予防注射のようなものを行う樹幹注入という事業について 5,000 本ほど実施しております。

水岸委員 昨年度の被害状況は、例年と比較してどのような状況だったのか、またこれまでの被害の推移、傾向も含めて教えていただければと思います。

島田森林整備課長 これまでの被害の推移とか傾向ということでございますけれども、松くい虫は昭和 53 年に初めて県内で発生しまして、昭和 62 年に被害のピークを迎えております。被害は体積であらわしますけれども、これが 2 万 3,000 立方メートルの被害がありました。その後、気象条件等によりまして、毎年 1 万立方メートル台の被害がありました。平成 16 年度からは減少傾向となりまして、平成 24 年度には 7,000 立方メートルまで減っております。平成 25 年度には、夏の高温とか少雨といったことで若干増加しましたがけれども、昨年度はまた再び減少しまして、被害体積が 7,400 立方メートルという状況になっております。

ただ、近年被害量自体は減少傾向にあります。八ヶ岳南麓とか富士北麓といった標高の高いところまで被害が広がりを見せていて、被害のエリアとしては広がっているという状況であります。

水岸委員 最後に、被害が広がりを見せていく中で、松くい虫対策を効果的に実施していくためには市町村との連携が大切だと思いますけれども、どのように連携していくのかお考えを伺います。

島田森林整備課長 県下一斉に年に 4 日、日を定めて市町村と県で一斉に調査をして、その被害実態を把握するように努めております。役割分担とすれば、県は県有林の被害対策、市町村は民有林の被害対策を行うことで分担しております。さらに、

取り組みを重点化するというところで市町村と相談しまして、標高 800メートル以上の区域を先端区域、これは国の森林病虫害等防除法でもありますけれども、八ヶ岳とか富士北麓については、国庫補助を活用しながら市町村の被害対策に対して支援も行っているところでもあります。また、昇仙峡とか富士吉田市の諏訪の森、こういったところの地域のシンボリックな松林につきましても、樹幹に薬剤を注入するようなものに対して市町村には支援をしているところでもあります。

**(母子父子寡婦福祉資金について)**

宮本委員 福 18 ページで、予算現額と調定額、予算が 1 億 8,400 万円、調定が 3 億 5,700 万円とあるんですが、予算というのは、当初予算ということで、もともと積み上げなのかどうかかわからないので、それに対して、結果が調定という認識でよろしいんですね。こんなに乖離することがあるのか、何で乖離したのか理由をお聞かせいただければと思います。

神宮司子育て支援課長 母子父子寡婦福祉資金の特別会計でございますけれども、この会計につきましては、ひとり親家庭あるいは寡婦に貸し付けをする事業を特別会計で行っております。予算の組み立ての仕方が、まず歳出で必要となる貸付額を決めまして、その後に繰入金とか諸収入等を決めているという形をとっております。予算現額についてはそういった形の中で収入を決めているわけで、その年の調定、これは滞納というか過年度分も入っております。そういったことで、予算というのがある意味で暫定的にのっているところがありますので、結果的に調定分がふえているという状況でございます。

宮本委員 そうすると、この特別会計は、毎年割とぶれが激しい特別会計であるという認識でよろしいのでしょうか。

神宮司子育て支援課長 御指摘のとおりで、その年によってやはり上下がございます。また、元金とか利子は、調定をしてもこういった貸付金の特に滞納関係になりますと、全額が入ってこないということで、ぶれが非常に大きくなるという状況が出ております。

宮本委員 特別会計に関するこの質問、考え方を教えていただきたいんですけども、そもそもこれ、なぜ特別会計で、一般会計じゃないんですか。

神宮司子育て支援課長 特別会計につきましては、一般会計と切り離して、その中で特定の財源をもとに特定の歳出をするという性格のものでございます。今回のこの母子父子寡婦の福祉資金につきましても、貸し付け事業ということで、使い道はあくまでも貸し付けのためのものと、それから、回収するについての償還金もこの会計の中で 1 つの財布として管理する。また、こういった財源につきましても、国から来ている交付金、それから、県の一般会計もルールで決まっておりますので、そういったルールの中で 1 つの会計として処理するという形をとっています。

宮本委員 そうすると、今おっしゃったような貸し付けがあったりとか、国からの財源の問題、そういったものがある場合は特別会計にしていくという考え方でよろしいんですか。

神宮司子育て支援課長 はい、そのとおりでございます。

宮本委員 あくまで特別会計と一般会計というのは、会計上の便宜的なものということ  
でよろしいのでしょうか。

神宮司子育て支援課長 一般会計と特別会計には1つルールがございまして、便宜的に分けた  
というよりは、こういった特定の目的のために行っているものなので、これは  
独立した会計で処理をするという考え方で決めております。

宮本委員 そうすると、法律的にも、新しい何か事業とか起こってきた際に、それが今  
おっしゃったような基準になった場合は特別会計に組み入れて特別会計として  
立ち上げていく、一般会計には行かないと、そういう認識でよろしいですか。

神宮司子育て支援課長 おっしゃるとおりです。特別会計の中には、自治法等法律で定めがあ  
って、特別会計で運営しなさいというものがございます。この母子寡婦の福祉  
資金につきましても、これは自治法じゃなくて、厚生労働省の法律に基づいて  
特別会計で管理をしているという性格のものであります。

宮本委員 わかりました。

**(森林整備の機能回復整備事業について)**

清水委員 森6ページと、成果説明書の38ページです。先ほどの水岸委員の内容と重  
複すると思うんですけども、森林整備の機能回復整備事業という、山梨県に  
っては重要なテーマで推進されていると思うんですけども、この森林にお  
ける機能というのはどういう項目を言われているのかということと、それを管  
理推進するためにどんな指標管理をされているのかということをお説明いた  
だきたいんですが。

島田森林整備課長 森6の昇仙峡松林機能回復整備事業、この機能回復ということでござい  
ますけれども、これはそのエリアを重点的に整備するということで地域を定め  
まして、事業としましたら、伐採して薬剤で薫蒸してと、こういったものが事業  
の内容になります。

それから、機能の回復という、成果説明書にもあります森林の機能について  
ですけれども、これは森林の持つ公益的機能ということで、水源の涵養、土砂  
流出の防止とか地球温暖化の防止、そういったさまざまな機能を確保してい  
くために実際に行っていく事業が、森林整備とすれば、植栽、保育、間伐、こ  
ういった事業を実施しております。指標ということが御質問にありましたけれ  
ども、指標とすると、平成25年に特定間伐等の実施の促進に関する基本方針を  
定めておまして、年間6,000ヘクタールの整備を進めていくという指標を  
持っております。

清水委員 平成25年度に対して平成26年度はその指標がどんな改善をされたかとい  
うのをお話しいただけますか。

島田森林整備課長 手元に全体の資料はありませんけれども、平成25年度から26年度につ  
きましては、6,000ヘクタールの指標はクリアしております。

**(放課後児童対策費について)**

小越委員            まず福 15 ページ、成果説明書 87 ページ、放課後児童クラブ設置数、進捗率 26.7% についてお伺いします。平成 25 年は 6.7% だったので、若干改善されていると思うんですけども、放課後児童クラブ設置について、不用額でも残っているんですよね。福 15 の放課後児童対策費執行残 1,100 万円ですね。執行残があるんですけども、数値目標が達成していないのはなぜなのでしょう。

神宮司子育て支援課長    放課後児童クラブにつきましては、主に小学生の児童に放課後に居場所を提供するという事業でございまして、子育て支援施策の中では市町村が設置をすることになっているところでありまして、放課後児童クラブの現状でありますけれども、県内の市町村、25 市町村で設置をされておまして、クラブ数は 217 であります。これらを整備するに当たっては、市町村が設置主体となっているところがありまして、市町村が放課後児童クラブを地域のニーズに基づいて順次整備をしていくこととなっております。

放課後児童クラブにつきましては、昨年、国の方針で、40 人以上の収容をする場合には放課後児童クラブを分園するという方針がありました。目標数値も、定員で 40 人を超えるところについては分園をしていくという目標で行っていたところですけども、市町村の現場ではなかなかいろいろな事業があって分園が進まなかったということで、結果的に箇所数が伸びなかったということであります。

小越委員            県のチャレンジ山梨行動計画に数値目標の達成が書いてあるわけですから、市町村任せにせず、県としてどのようにしたらできるのか。市町村ごとにはばらつきがあるのか、待機児童がいるのか、そこをお示しください。

神宮司子育て支援課長    放課後児童クラブにつきましては、従前は小学校の 3 年生までということでしたけれども、この新制度に基づきまして、小学校の 6 年生まで児童を受け入れることができるようになりました。市町村の中には、地域事情がありまして、なかなかニーズに応えられなくて不足している市町村もあることは確かでございます。また、放課後児童クラブにつきましては、放課後子ども総合プランというのがございまして、小学校の空き教室を使って行う放課後子供教室という事業があります。放課後児童クラブと連携して行うと取り組みを文部科学省と厚生労働省で進めましたので、今後そういった有効的な活用を進めていくように働きかけをしていきたいと思っております。

小越委員            開設時間が、保育園の場合は延長保育で 19 時までやっているところが多いんですけども、放課後児童クラブは 18 時とか、職場と、迎えに行く子供の距離が違いますよね。甲府市内に勤めている方が富士吉田市に帰るときに、放課後児童クラブが 18 時で閉まってしまうと、お迎えに行くことは不可能に近く、なかなか利用できないということがあると思う。開設時間についてばらつきがあるんじゃないですか。

神宮司子育て支援課長    今、小越委員が御指摘のとおり、確かに開設時間につきましては、保育所の場合には、保育士という専門のスタッフがいて、基準を満たした施設が運営されてますが、放課後児童クラブにつきましては、例えば児童館とか公民館とか、小学校、学校の空き教室を使って事業を行うということがありまして、物理的に制約のある地域があります。その辺で保護者の迎え等について不便になるというところはあるかと思えます。

ただ、これにつきましては、放課後児童クラブはそういった形で市町村が運営しているということがありまして、利用者とそれに見合った施設をどの辺に設置するかということで事情があろうかと思えます。

また、開所時間のばらつきにつきましても、確かにあろうかと思えます。やはり 18 時半ぐらいまでやっているところが多く、その次に 19 時というところがあります。こちらの開設時間につきましても、市町村ではニーズを踏まえて、順次そのニーズに合うように時間延長しているところでありましてけれども、市町村によっては 18 時までしかやっていないということもございまして。

小越委員

やはり子育て支援を応援している立場から、働くお母さん、お父さんの子育てを支援することから、放課後児童クラブの充実が必要だと思います。

延長保育実施保育所数も、進捗率が、平成 25 年度の 39.4% に比べれば上がったといえれば上がったんですけども、目標に達しておりません。これはなぜでしょうか。

神宮司子育て支援課長

延長保育につきましては、保育所の運営の中の 1 つの保育サービスとして実施されているところであります。この延長保育につきましても、やはり市町村ごとに地域のニーズ等を踏まえて計画を進めているところでありますけれども、保育所ごとのいろいろな事情の中で、なかなか希望に見合うような延長保育が実施できていないという状況が地域によってはございます。

小越委員

市町村にお任せするのではなく、県としての指標が書いてあるんですから、県がどうやったらできるのか、延長保育、放課後児童クラブ、この数値目標、低い数字ですので、100 に近づけるように、また、この数値目標そのものもいいかどうかも含めですけれども、検討していただきたいと思えます。

#### (看護師の定着について)

成果説明書 85 ページ、看護師の定着の問題ですけれども、平成 26 年度の新卒者の県内就業が 71.5%、離職率 9.0% となっております。平成 25 年の実績を見ますと、県内就業率 72.4%、離職率 8.6% ということで、平成 26 年のほうが若干悪くなっております。医師もそうですけれども、看護師不足はどこでも深刻でして、このように低いのは山梨県内だけなのか、これに対してどのような政策を打っているのかお知らせください。

堀岡福祉保健部参事(医務課長事務取扱)

看護師の県内就業に関するものですが、まず看護師も、医師と同じように修学資金を貸与しております。その修学資金は、県内の医療機関で働くことが免除要件となっております。できるだけ県内の病院で働いていただくという施策を打っております。

離職対策でございますが、できるだけ離職が少ないよう、ワークライフバランスについての研修会や、アドバイザーを病院に派遣したりと地道な活動をしているんですけども、例えば妊娠・出産などでやめてしまっている方もいらっしゃると思いますので、そういった地道な活動では成果が出にくい分野ではございますが、今後ともそういった活動を続けていきたいと思っております。

小越委員

先ほどのところを考えましても、出産・妊娠というところで働き続けることができなくなると。延長保育とか放課後児童クラブ含めて、全体をやはり総合的にやっていただきたいと思えます。

**( 重度心身障害者医療費助成事業費の不用額について )**

監査委員の意見書の 39 ページ、重度心身障害者医療費助成事業費の不用額、ここに不用額は載っているんですけども、参考資料のファイルに不用額が書いてないんです。重度心身障害者医療費助成事業費、監査委員意見書に書いているからこの数字だと思うんですけども、2 億 7,197 万円、結構大きい数字で不用額残っていますけれども、これはなぜですか。

中山障害福祉課長 重度心身障害者医療費助成事業は 3 つから組み立てておりまして、医療費の助成事業と、ペナルティーの助成事業、それから、支給事務費の 3 つでございます。3 つ合わせまして予算が 2 億 5,700 万円、決算額が 1 億 8,500 万円余で、不用額が 2 億 7,197 万円余ということでございます。

この 3 つのうち、大きく残っているのが医療費の助成でございます。昨年 11 月から自動還付方式に方式が変わったわけでございますけれども、市町村の事務処理スケジュールにこれが影響いたしまして、従来は 2 カ月後に助成が行われていたわけですが、事務処理に手間がかかるということもございまして、3 カ月後の助成に切りかえたところがございまして。従前分の 12 カ月分、2 カ月後ということで窓口無料のときには助成をしてきたんですが、従前どおりのところが 11 市町村、11 カ月間しか助成できなかったところが 16 市町村ということで、この 1 カ月分おくれてしまっているところが大きく残っている理由でございます。ペナルティーにつきましては、11 月から制度変更するということで予算を組んでおりますので、ほぼ予算どおりということになっております。

小越委員 そうしますと、手元に来るお金の期限が 11 カ月と 12 カ月ということで変わってしまったということが最初からわかっていたのであれば、この 2 億円が残って、そのお金は次にどこかに行くわけですよ。そしたら、ここのところを最初から、2 億円、3 億円のペナルティー分が大変だからということでしたから、このお金がどうしてここに残るのかなと思います。システム改修にかかった金額は、全部で幾らかかったんでしょうか。

中山障害福祉課長 システム改修でございますが、重度心身障害者医療費助成自動還付方式移行対応事業費という事業を立てまして、予算が 2 億 6,102 万円、決算額が 2 億 885 万円ということでございます。内容でございますが、医療機関のレセプトコンピューターの改修、この関係で 1 億 500 万円ぐらいです。それから、国保連の支払い集計システムの関係で 3,800 万円、それから、市町村もシステムを回収するというので、市町村への補助金が 6,300 万円といったところでございます。

小越委員 2 億 6,000 万円もかけて、不用額を 2 億円も残していかなものかと思えます。もう 1 つこの下の段に、監査委員のところに、重度心身障害者医療費貸与事業費の不用額 4,711 万円があります。たしか 1 億の予算だったと思うんですけども、半分ぐらい残っているのはなぜでしょうか。

中山障害福祉課長 実は予算を組み立てるときに、1 件当たりの貸付額を 3 万 5,000 円、月に 350 件程度と見込みまして、さらに、制度の創設時であったということもございまして、1.5 倍ということで多目に見積もったところがございまして。実績でございますが、1 件当たりの貸付額で 3 万 446 円、月平均で 290 件でして、その差額が残っているということでございます。



小越委員 この貸与事業があるから窓口無料を廃止しても大丈夫だという話があったと思うんですけども、貸与してほしいと相談に来た方と、実際に貸し付けた方の差があるのでしょうか。相談に来た方は、貸してほしいという方全部、全ての方に貸し付けましたか。

中山障害福祉課長 そこまで詳細に把握はしておりません。

小越委員 そこはぜひ把握していただきたいと思います。  
先ほどペナルティーの金額がありました。ペナルティーが減るからということで負担が大きいからやめたんですけども、では、国保ですけれども、この窓口無料を廃止したことによって、ペナルティーの金額は幾らから幾らに減ったのでしょうか。

中山障害福祉課長 平成 26 年度は年の途中からでございますので、実際は 1 年回して平成 27 年度分を見ていただいて比較するのがいいとは思いますが、平成 26 年度の決算数字でペナルティーの補助金は 3 億 4,648 万 4,000 円、平成 25 年度が 4 億 4,984 万 9,000 円ですので、1 億円程度減っているということです。

小越委員 途中からですけれども、2 億円以上のシステム改修費をかけて 1 億減ったと。今、重度障害のお子さんの問題で各地でいろいろなことが起きているんですけども、重度障害児の子供の分、外れた方は何人いらっしゃるのでしょうか。

中山障害福祉課長 子供の分のペナルティー分ということでございますね。

小越委員 はい。

中山障害福祉課長 そのところは、県では把握しておりません。

小越委員 わからないということですね。そこわからないと、今、各市町村でいろいろなことが起きているのに、話にならないと思います。

#### (子どもの医療費助成制度について)

それともう一つ、子どもの医療費の助成事業ですけれども、不用額が 3,184 万円となっております。福 15 ページ、乳幼児医療対策費執行残 3,184 万円は、どうして残ったのでしょうか。どうお考えですか。

神宮司子育て支援課長 小児医療の執行残についてでございますが、予算額 6 億 4,900 万円に対しまして、支出額が 6 億 1,700 万円で、執行残は 3,100 万円です。一応これにつきましては見込みを下回ったということですが、実際の執行率としては 95.1%という数字でございます。

小越委員 子供の医療費助成事業、毎年金額が減っています。それは子供の人数じゃなくて、予防健診が進んでいるからと思うんですけども、重度障害を持つお子さんの窓口無料がやめになってしまいまして、大変な状況になっているんですけども、去年、市町村から県に重度の障害を持つ子供さんの医療費窓口無料

を継続させてくれるという要請は来なかったんでしょうか。来たとしたら、どのようにお答えされたのか教えてください。

中山障害福祉課長 市町村からは来ておりません。窓口を変更する際に、市町村が共同でつくってきて運営をしてきた制度でございますので、御理解をいただいて制度変更させていただいたと考えております。

小越委員 その点について、市町村と見解が違うんじゃないかと思しますので、質疑は総括審査でしたいと思います。

#### ( 素材生産量について )

主要成果説明書の 37 ページ。毎年少ないんですけども、素材生産量、進捗率 7.8 % です。昨年が 2.9 % だったので、かなりふえたと思うんですけども、これはこの進捗率が非常に少な過ぎるんですけども、目標値が高過ぎたのか、現況がとても無理なのか、7.8 % の原因を教えてください。

桐林林業振興課長 例えば平成 25 年度の全国の木材供給量約 7,500 万立米のうち、外材が 5,300 万立米ほどとなっており、国産材が全体的に低迷している状況が近年ずっと続いております。そういった状況の中で、進捗率が低迷しているといったところであります。

小越委員 7.8 % で低迷しているはもちろんですけれども、目標に対して何か手を打つことはないのか、外材が来たからしょうがないでは済まないと思うんです。主要成果説明書 39 ページの林業振興指導費、県産材の県内消費拡大というところですけども、平成 25 年度には、県産材の需要拡大活動の支援、5 団体というのがあったんですけども、今回その項目がないんです。それはどうしてですか。

桐林林業振興課長 今回の御質問であります、県産材の需要拡大活動への支援 5 団体については、私ども例えば森林組合とかそういったところを通じまして、運営体制についての強化などの支援をしているところであります。

先ほど委員から、7.8 % でいいのかということではありますが、39 ページにありますように、県産材の安定供給と需要拡大を図るため、平成 26 年度の主なものとしまして、高性能林業機械、車両系の林業機械のレンタル支援、伐採地から合板工場までの間伐材の運搬支援、高性能林業機械の導入といったものを支援しているところであり、今年度につきましても、これらを継続する中、また、CLT 工法等新たな導入の技術を推進していくことで、さらに県産材の需要拡大を図っていきたいと考えております。

小越委員 そうはいいまでも、平成 25 年度の県産材流通対策の強化のレンタル支援が 16 事業体 45 台でした。今回、平成 26 年度は 11 事業体 27 台です。間伐材運搬への支援は 1,231 立米で、昨年より 190 立米多いんですけども、高性能林業機械の導入は 3 台から 5 台です。本当にこれで先ほどの数値をやるのかなと思っています。その次の林業振興指導費に至っては、予算現額と決算額の翌年度繰り越し、執行したのが約半分ですよね。半分繰り越しているわけです。これはどうしてこんなに繰り越しことになったんですか。

桐林林業振興課長 最初の質問であります、これにつきましては累計という形であります。

例えば高性能林業機械は 1 台が非常に高いものでありますので、1 事業体におきまして何台も毎年購入できるというものではありませんので、さまざまな機会に呼びかける中、機械導入を支援しているところであります。また、繰り越しにつきましては、平成 26 年度 2 月補正におきまして、国からの補正事業を計上させていただきまして実施する事業ということで、その点におきましては翌年度に繰り越しをさせていただいている分が多いといったところであります。

小越委員 そうしましても、木造公共建築物の整備だけしか主要成果説明書にないのかと疑問なんです。森 4 ページを見ますと、歳出の中で、不用額が 16 億 9,400 万円と。先ほどのこれも含め、執行残がかなりあります。森 10 ページのところですけども、繰り越しもあるけれども、不用額もある、執行残もある。不用額が 16 億円もある。多過ぎるような気がするんですけども、いかがですか。

桐林林業振興課長 森 10 ページのいわゆる不用額部分でありますけれども、その中で多いのが森林整備加速化・林業再生事業執行残 2 億 5,730 万 8,000 円であります。これの主なもの、またその結果としまして林業振興指導費の中で一番大きいものにつきましては、実は山梨市の市立図書館についての補助金の取り下げがありまして、執行残となっているところであります。

**(北富士演習場に関することについて)**

小越委員 森 12 ページ、使用料及び手数料、行政財産使用料、たしか北富士演習場のことで、19 億 3,800 万円とあります。単純に予算現額が 17 億 8,500 万円に対して、調定額が 19 億円、収入済額が 19 億円で、予算に対して調定額が約 2 億も多いのはなぜですか。

金子県有林課長 この使用料につきましては、毎年度見直しが行われておりまして、国における見直しの結果このようになった次第でございます。

小越委員 見直しの理由は何が根拠があるんですか。どういうものがふえたとか、どういふことがあるからふえたとかという根拠はあるんですか。

金子県有林課長 この使用料につきましては、地元と演習場などが中心になりまして国と折衝を重ねているところでありまして、特別な理由ということではなく、民生安定上というか、その額が適当だろうというところで合意した額ということでございます。

小越委員 森 16 ページ、交付金ですけども、演習場の交付金は 17 億 6,300 万円です。単純に演習場のお金で 19 億円来て、演習場の交付金で 17 億円という 2 億の差は何ですか。

金子県有林課長 演習場交付金は、実は行政財産の使用料と、あとは土地の貸付料、その 2 つの項目がございまして、それぞれ足したもののなかからこちらをお支払いしているということでございます。

**(資料の要求について)**

白井委員 総括審査で質問しますから要求しておきたいんですけども、県社協に支出しているさまざまな助成金とか委託料があると思いますけれども、その資料を提出

してください。なぜかという、この説明書では、社協に出しているものは、福6の民生費の中に1,260何がしという金が1つだけ入っているんだよね。それ以外、県社協への支出がこれ見る限りほとんどわからないので、県社協への支出の実態、助成の実態、委託の実態を教えてください。

それから、母子父子の昨今の助成とか、先ほどの特別会計の貸し付けもそうですけれども、母子福祉についても、助成とか、あるいは特別会計の貸付金の実態、貸し付けメニューというのはどういうメニューなのか、母子父子寡婦についても、できるだけ詳しい助成内容、貸し付け内容、その実態を提出してください。委員長にお願いしておきます。

永井委員長

執行部に申し上げます。今、臼井委員から資料要求等がありましたので、これについて十分精査の上、資料提出を願いたいと思います。

## 質 疑 県土整備部関係

### (公共事業費について)

遠藤委員            まず県土 5 ページ、歳出総額、歳出の支出済額に関して質問させていただきたいんですが、この歳出額のうち、公共事業費、業者に支払うお金はどのくらいになるのか。

清水県土整備総務課長    支出済額のうち、公共事業費等の決算額ということになりますけれども、平成 26 年度の決算額が県土整備部で 638 億 3,176 万円余となっております。

遠藤委員            最近、日本銀行の甲府支店が出している山梨県内金融経済指標を注目しております。そのうち、全国と県内の公共事業費がわかるようになっております。そういう中で、平成 26 年度を見てみますと、全国が 12 兆 9,369 億円であったのに対し、山梨県内が、これは国発注、県発注、市町村発注も含まれると思うんですが、1,309 億円ということでした。前年度対比を見てみますと、全国よりも去年はかなり数字がいいように見えるんですけども、前年度対比というか平成 25 年度対比ですけれども、ちまたの事業者等によれば、仕事がないと言われているということございまして、この辺をどのように分析されているのかお伺いします。

清水県土整備総務課長    まず、先ほど申し上げました金額は公共事業費ということで、その中には用地に関する経費とか事務費等も含まれております。これは県発注の工事だけの数字、これは県全体になりますけれども、毎年公表しております。これが平成 26 年度ですと 528 億円となっております。平成 25 年度が 737 億円、平成 24 年度が 535 億円となっております。平成 25 年度につきましては、国の経済対策に伴いまして県で公共事業費の補正予算を組んだ関係がありふえています。平成 26 年度も、経済対策の繰り越し事業等もありましたけれども、規模が落ちておりましたので、528 億円と金額は落ちております。

### (繰越明許費について)

遠藤委員            県土 10 ページ、11 ページ、繰越明許のことでお伺いしたいと思います。幾つかが関係機関との調整に日数を要したということですが、これはどこの所管でも申し上げているんですが、あらかじめ計画があって、関係機関との調整に時間がとられるというのはどういう状況なのか、それが理由として適当なのかお伺いしたいんですが。

丹澤道路整備課長        一般的には、毎回、繰越明許費の設定の際お願いしているところですが、大まかに分けますと、やはり用地交渉の難航というものが多くと承知してございます。そのほかに、関係機関との調整でございますが、この関係機関との調整につきましては、他法令との許認可の関係とか、あるいは支障物件に係る関係機関との調整とか、そういったものが主なものと承知しております。

### (入札について)

遠藤委員            県土 11 ページの中に入札不調のためというのが 1 個、ダム管理費の中にあります。この入札不調というのが平成 26 年度の中で 1 個だけなのか、あるいは入札まで至らないものがあつたのかお伺いします。

清水県土整備総務課長 入札不調の状況でございますけれども、平成 26 年度の入札不調、県土整備部の状況ですが、745 件中 43 件で比率にしますと 5.8%となっております。平成 25 年度が少し多くて、931 件中 93 件で比率 10%となっております。それから、さらに本年度の状況ですけれども、本年の 8 月末現在では 105 件中 2 件ということで、比率は 1.9%ということで減少してきております。

遠藤委員 減少傾向にあるということですが、その主な理由というのはどういうことですか。

藤森技術管理課長 これについては、適切な工事価格を設定することが大きな原因だと思えます。特に最近 3 年間ぐらい労務費がかなり大きく上昇しております。これに伴い国で調査を行いまして、大体 3 年間で 3 割ぐらい労務費等が上昇しております。なおかつ、通常、その調査に基づいて 4 月から労務費を設定するんですけども、これは 2 カ月先取りをいたしまして 2 月に設定し、本年度の場合も、平成 27 年 4 月の単価は平成 27 年 2 月から先取りして工事価格に反映しているということがございます。

それからもう一つ、資材単価ですけれども、資材単価につきましては、毎月の変動率を関係資料から調査をしております。5%程度変動がある場合は、すぐに新しい単価にするということをやっております。適切な工事価格、最新の工事価格を設定しているということが大きな原因かと考えております。

遠藤委員 繰越明許にはなっていない中で、物価スライドといいますかね、要するに、単価が上がったから後でまた上乘せをしていくということもあると思うんですが、そういったものはどういう状況になっていきますか。

藤森技術管理課長 スライド制度につきましては、3 つスライド制度がございます。まず、全体スライドといいまして、1 年たった段階である程度、1,000 分の 1.5% 以上残工事に対してそのときの物価あるいは労務費等の変動で契約額が高くなる場合は、全体スライドを行う。資材等が急騰するような場合は単品スライドといいまして、例えば何年か前に鋼材等がかなり値上げをしたときがあるんですけども、そういう場合に単品スライドを発動いたしまして、それに伴って変更をする。それからもう一つは、インフレ。急激なインフレで、人件費等も含めまして価格が上がる場合がございます。これはインフレスライドといいまして、単品スライドと同じようにその時点で残工事の比較をいたしまして、適切に変更していくという制度になっております。

遠藤委員 平成 26 年度どのぐらいあったのか。

藤森技術管理課長 平成 26 年は労務費の単価上昇に伴うインフレスライドがございまして、平成 27 年 2 月の段階でインフレスライド対象は 171 件あったんですけども、そのうちの 13 件におきましてインフレスライドを適用してございます。

遠藤委員 先ほどの総務課長の、全部が 745 件の発注ということですよ。そのうちの 36 件ですか、36 件がインフレスライドということでしょうか。

藤森技術管理課長 2 月の段階で労務費が上がったんです。そのときに工事中だったものが 1

71 件ございました。そのうちの 13 件につきましてインフレスライドを適用して、変更契約をしてございます。

遠藤委員 年間で 13 件という認識でよろしいんですか。

藤森技術管理課長 昨年度におきましては、インフレスライドだけが適用され、その数が 13 件ということでございます。

遠藤委員 こういう繰越明許があって、事業が玉突きでおくれていくようなことが想像できるんですが、そういった実態があるかどうかお伺いいたします。

丹澤道路整備課長 繰越明許ですが、実際は用地交渉の難航とか、関係機関との調整で発注時期がおくれますけれども、その年度内にはほぼ執行させていただいてまして、残った分だけが年度をまたがって翌年に繰越されているということでございます。発注時期が若干おくれるというのは当然事業の進捗には影響は出てきているかと思いますが、それを最小限にして翌年度に工期をまたがせて執行しているということでございますので、この金額がそっくり事業進捗の妨げになっているということではなくて、その分が少しスライドしているということで、事業は、順調とは言えないかもしれませんが、着実に進捗していると解釈してございます。なお、明許費につきましては、平成 25 年決算ベースに比べまして、平成 26 年度は当然大きく減っているという事実もございまして、十分回復しつつあると理解してございます。

塩澤委員 今回の件でちょっと関連してなんですけれども、たしか平成 25 年度の緊急経済対策のときに、1 つの業者がある程度たくさんできるようにというか、やらないとでき切れないということで、資格の規制緩和を行ったような記憶があるんです。それらをやっても、なおかつ平成 25 年度から 26 年度のほうが事業が金額的にも少ないんですけども、事故繰越が発生すると。そういうところに人的な事務能力というか、人数的な要因というのはなかったんでしょうか。

清水県土整備総務課長 人的な要因というのではないと考えております。例えば用地交渉につきましても、相手方があることですので、こちらが一生懸命やっても、相手方が応じていただければなかなか進まないというような状況もございまして、人的な要因ということではないと理解しております。

塩澤委員 ということは、例えば今から対策が出てある程度の補正が組まれた場合、人的なものはなくて、スムーズに事業が執行できる体制が平成 26 年以降も組まれているという理解してよろしいですか。

清水県土整備総務課長 年度末の経済対策というのは多いわけでありましてけれども、例えば 2 月の段階で補正が組まれた場合でもすぐに執行できるような体制は組んでおります。

#### (良好な屋外広告物景観等について)

杉山委員 成果説明書の 46 ページの良好な屋外広告物景観等のところですか。この成果を拝見させていただきますと、指導を強化して理解が深まるとともに、違反広告物の適正化が促進されたという成果になっておりますが、県の立場でこの成果という認識でよろしいのかまずお聞きしたいと思います。

長田美しい県土づくり推進室長 屋外広告物につきましては、平成 22 年、23 年度で実態調査をいたしまして、そのうち、全県で約 2 万 2,000 件の違反広告物があったとなっております。それを今年度までの 4 年間で是正指導を 100% にしているということと現在取り組んでございまして、県分と市町村分がございしますが、県分におきましては今年度中で是正指導率が 100% に達する予定であります。

杉山委員 この制度ができてもう数十年たっている制度だと思うんです。そういう意味で、年度を指定して強化しようということは当然わかるんですが、例えば田んぼの真ん中に「この食堂はこちらです」みたいに矢印をつけるのも対象になるわけですね。あるいは、田舎の昔からやっているお店屋さんが「何とか商店」みたいなことを壁に書いてあるのも広告物になるわけですね。その広告物、この制度に従って正直に申請すると、その申請手数料が数万円かかるわけです。強化するのは当然かもしれませんが、ここへ来て急にそういうお金がかかるということになっていると、今、小さい商店やいろいろなところで混乱が生じているんです。そういう意味では、お金が発生するという制度ですが、結局、正直に申請をしてお金を払っているというところと、そうでないところの差があるわけです。そうすると、すごく不公平さを感じていると思うんですが、どういうふうに理解されておりますか。

長田美しい県土づくり推進室長 屋外広告物の法律ですけれども、これにつきましては昭和 24 年に制定されまして、県の条例ですけれども、これは平成 3 年度から制定されております。そのときから当然屋外広告物につきましては、手数料なり申請料なりがかかるわけですけれども、先ほども申しましたように、平成 22 年、23 年までの実態調査を行う前はなかなかそういった指導へ手が行きませんでした。ここにきて 4 年間で是正指導するというところで監視員等もふやしたんですけれども、1 年で全部を皆さんに理解してもらうというのは無理なので、4 年間かかるという計画でやってございまして、早いところでは 1 年目、遅いところでは 4 年目ということで若干タイムラグが生じますけれども、今年度で県の分に関しましては全て周知を行っていくということになります。

杉山委員 県の所管する広告物と市町村が所管するところの差というのはどこにあるんですか。

長田美しい県土づくり推進室長 市町村が行っているものにつきましては、県の事務を移譲するという制度で市町村にお願いいたしまして、そのうち、27 市町村のうち、今、9 市町村がその事務を受けていただきまして、その 9 市町村につきましては市町村で屋外広告物の行政を行っているという状況になります。

杉山委員 要するに、監視なり指導を市町村に事務移譲するということの説明だと思うんですが、いずれにしても最終的な違法広告物に対する責任は県が負う立場にあるんですか。どうでしょうか。

長田美しい県土づくり推進室長 今言ったように事務移譲している市町村につきましては、市町村でそういった手続から許可からやっていただいております。

杉山委員 例えば正直に申請した場合の手数料というのは、それは事務移譲したところ



の市町村に入るということになるわけですか。

長田美しい県土づくり推進室長 そのとおりでございます。

杉山委員 そうすると、市町村に対して事務移譲をしているところとしていないところの差というのはどこにあるわけですか。

長田美しい県土づくり推進室長 屋外物行政は景観行政とマッチしておりまして、景観の一環として屋内広告物を規制するという考え方も一つございまして、市町村の中でも、管内の景観に対して積極的な市町村で、広告物も一緒に指導しようというところが受けていただいているという理解でございます。

杉山委員 先ほど県の実態調査で2万件以上あるわけですね。県の今現状所管しているところについて2万件。それで、1件当たりの申請、それは手数料というくりかもしれませんけれども、数万円かかるというようなことになると、かなりの県の収入にはなると思うんです。県の収入証紙か何かで払うんだと思いますけれども、例えばある広告物が適正に申請をされてというときに、県としてはどのぐらい申請手数料が入るのかという、そういうところはどうか。

長田美しい県土づくり推進室長 屋外広告物の許可に関しましての手数料の状況でございますけれども、平成26年度におきましては、県全体で2,152万円余りでございます。そのうち、県分が1,180万円余りということになりますから、市町村の分も1,000万円余りということになります。

杉山委員 それは今まで申請されたところの現状の手数料がそれだけ入っているということですね。実態調査をした広告物全てが適正に申請をされたときはどのぐらいになるのかということも頭に入れていただきながら、例えば今、広告物の申請をしている割合がどのぐらいあるのか、あるいはしてない割合は今どのぐらいなのかということをお答えいただきたいと思います。

長田美しい県土づくり推進室長 2万2,000件のうち、いろいろ指導をさせていただきまして、現在是正が終わっているものにつきましては約56%が正規に申請をいただいているという状況になってございます。

杉山委員 先ほども言いましたけれども、小さい商店だとか食堂だとか、田舎へ行けば行くほど、田んぼのところ矢印をつけてというようなことも多々あるわけです。それは当然制度として考えれば適正にしてもらわなければ困るという話だと思うんですが、やっぱりこういう制度を強化しようという割には、県民に対して理解が全然浸透していない、商店だとか事業主等にそういう理解が全く進んでいないというのを私は実感しています。こういうところはチェックしているかなと思っていますけれども、ぜひよろしく願います。

#### (分担金について)

宮本委員 県土1の第7款の分担金及び負担金ってあるんですが、これ、分担金は誰が何を分担し、どういうふうに負担をするのか教えていただければと思います。

清水県土整備総務課長 分担金及び負担金のところですが、土木管理費負担金というのがございます。例えば電子入札システムを県土整備部で持っておりますが、こ

れを他部局、企業局でも使用しておりまして、企業局は別会計になりますので、別会計から負担金という形でもらっているものがあります。

高井道路管理課長 補足としまして、道路の負担金に関して申し上げますと、9,657万円余の負担金をいただいています。主なものとしましては、舗装道の原因者復旧負担金というのがございます。例えば道路に下水を埋めたい市町村があったとしますと、下水を埋めるために道路を掘って埋めるという、いわゆる道路法32条の占用申請がございます。その後、そこを復旧するんですけども、そのときに同じくやはり道路法の中で、それを県で受託して工事をいたします。そういうものも負担金として、平成26年度の場合は6,302万円余いただいております。

そのほかに、ちょっと大きいものと、電線共同溝というものがあります。電柱をなくす、埋設する工事ですけども、電線共同溝の特別措置法の中で、県が、敷設するんですけども、その一部を東電等が負担するという法律がございまして、1,767万円余いただいております。

#### ( 国庫支出金について )

宮本委員 県土2の第9款、国庫支出金ですが、予算現額が336億円、調定額が262億円と結構差があるんですけども、そもそも国庫支出金というのは国からもらうものだと思うんですけども、これだけ離れてしまったというのは、そもそも何が起きてこれだけ離れてしまったのかお伺いしたいと思います。

清水県土整備総務課長 国庫支出金の予算現額と調定額の差でございますけれども、ここの差額は73億8,328万円余でございますけれども、これは主に繰り越し事業です。公共事業を繰り越しますと、国庫補助金もあわせて繰り越しをいたしますので、調定額には入ってこないということでございます。

宮本委員 そうしますと、特に事前に国交省に対して、この336億円というのは、国が決めて、山梨県はこれだけだとやっているのか、あるいは山梨県が積み上げて、336億円下さいとやっているのか教えていただければと思います。

清水県土整備総務課長 まず予算現額につきましては、予算を編成する段階で、県から申請した金額に対して国からの交付決定のあった金額になります。その後、ある程度事業費が固まってきた段階で、全部執行できないとか、繰り越しになるといった場合には、国と協議をしながら手続をしまして、主に繰り越しの手続ということになりますけれども、予算を繰り越し、またそれから、国からの交付金、補助金についても繰り越しの手続をしているということでございます。

#### ( 中部横断自動車道の整備促進について )

宮本委員 県土6ページと主要施策成果説明書の62ページの中部横断自動車道の整備促進について伺いたいと思います。主要施策成果説明書だと、予算現額が27億3,000万円、翌年度繰越額が11億1,000万円となっておりますけれども、予算額の4割程度と繰り越し割合が結構大きくなっているんですけども、なぜそのようなになっているか教えていただければと思います。

乙守高速道路推進課長 主な理由といたしまして、この中部横断道の整備促進に用いている費用の内容でございますが、国から一応工事用道路、要は、本線ではない、工事をするための工事用道路に入る工事を行っております。そこには身延線をまた

ぐ工事がございまして、JRとの施工協議とか、実際は線路沿いについてはJRに工事を委託しなければいけないものですから、それに対して若干調整に不測の日数を要したということで繰り越してございます。ただし、現在、全体的には国から8本の工事用道路を受託してございますが、6本が完成済みでございまして、現時点では残る2本の工事用道路を施工している状況でございます。その2本の工事用道路については、本年度中に引き渡しを済ませたいと思っております。

宮本委員           それで、決算額16億1,000万円が26年度ということなんですが、前年度と比較すると、その増減というのはどうなっているかお伺いしたいと思います。

乙守高速道路推進課長   昨年度の決算額は約9億8887万円余となっております。増減でいきますと、約6億6,000万円の増額となっております。

宮本委員           さっき引き渡しとおっしゃったんですけれども、道路というのはどういう状況で誰が所有していて、引き渡しになったときに県が所有になるということによろしいんですか。

乙守高速道路推進課長   工事用道路と申しまして、仮設の工事用道路、要は、工事をするための道路でございます。基本的に中部横断道本線の工事は国で行いますので、その工事用道路を今度は国が使用するという状況でございます。県で工事用道路を作製いたしまして、完成した時点で国に引き渡して使っていただくという形になります。当然そのまま存置する場合もございまして、中部横断道の場合は、本線の工事が終わって中部横断道を供用いたしますと、その工事用道路を今度は撤去する場合もございまして、なので、仮設の道路と理解していただければと思います。

**(流域下水道事業特別会計歳出決算について)**

宮本委員           県土17ページと主要施策成果説明書49ページの流域下水道事業特別会計歳出決算の流域下水道整備や長寿命化についてお伺いします。桂川流域下水道とあるんですが、これ、県内で4番目に事業をスタートさせたという経緯の中で、普及率がほかの流域に比べておくと、そのように理解しております。この流域下水道建設費で7,235万円余とほかの流域と比べて少ないその理由について伺いたいと思います。

山下下水道室長       平成26年度末での県内の全体の下水道の進捗状況をまずお話しさせていただきます。事業費ベースでは、県内4つの流域下水道の進捗が約85%程度といった状況でございます。具体的に申し上げますと、幹線管渠の整備状況につきましては、4つの流域とも幹線管渠はおおむねでき上がっておるといった状況でございます。また、県が行います浄化センターでございますけれども、これにつきましては、普及率の増加に伴います流入下水量、こういったものに合わせて段階的に整備を進めておるところでございまして、現在の流入下水量に応じた十分な施設整備が終わっておるといった状況でございます。

そうした中で、現在県が進めております下水道関係の事業につきましては、長寿命化計画に基づきます長寿命化対策とか、また、地震に対する耐震対策工事といったものを重点的に行っておるといった状況でございます。まず桂川の流域下水道でございますけれども、御指摘のとおり、平成5年に事業化してご

ざいまして、比較的新しい施設でございます。桂川の流域に関しましては新たな耐震基準に基づきまして当初から建設されているといった状況がございます。また、耐震対策等は4つの流域で一番整っておるといった状況でございます。また、長寿命化の対策の関係でございますけれども、平成16年に供用を開始いたしまして、経過年数が今年でちょうど12年目という状況でございます。まだまだ施設の新しいということではございますが、今年度、長寿命化計画を策定しておるといった状況でございます。そんな関係で、桂川の流域につきましては、事業費が他の流域に比べますと少なくなっておるといった状況でございます。

宮本委員 県土17ページの一番上の丸の総額というところで、予算現額(A)、支出済額(B)、不用額(A)-(B)-(C)とあるんですけれども、定義を教えてください。いただければと思うんですけれども、いわゆる不要なものですか。

山下下水道室長 不用額5億4,100万円でございますけれども、その主なものはその下のページに3項目ほど入れております。これにつきましては、不要物である、決して必要ないものという意味の不要ではございませんで、今年度の予算が余剰したということで、それを翌年度に繰り越して翌年度の維持管理費とかその辺に充当するという意味合いの予算でございます。

(「違うだろう」と呼ぶ声あり)

山下下水道室長 繰り越しといいますか、翌年度に財源として置きかえて、来年度の維持管理費等に充当すると。済みません、ちょっと申しわけない。まず、その大部分を占めております維持管理費の関係でございますけれども、市町村が推計いたします計画の流入量をもとに予算を算定しております。実際の流入量が計画の流入下水量に達しなかったために、その分の維持管理費がここで言う不用額というふうな形で計上しておるといったものでございます。この財源につきましては、翌年度の維持管理費の中に充当しております。

永井委員長 宮本委員は不用額の定義を聞いていると思いますので、その定義を先にお願ひします。

清水県土整備総務課長 不用額の定義ということでございますけれども、これは予算を組みまして、それが執行残として残った場合、例えば補助金を10件見込んで予算を組んだんだけど、実際には5件しか申請がなかったということで、5件分の予算は残りましたというようなケース、それから、工事の入札を行って執行残が出た場合というような場合でございますので、予算が残ったというものでございます。不用という、ちょっと誤解を招く言葉かもしれませんが、予算の残りということで御理解いただければと思います。

宮本委員 今おっしゃった定義で、執行残というのがありますよということですが、これは割とよく起こることですか。それとも、いわゆるアクシデントというか、突発的なのかどうか教えていただければと思います。

清水県土整備総務課長 よくあるかと言われればよくあるということにして、予算を組む段階でかなり精査をしているいろいろなものを予測をするわけですが、やはり実際に事業を執行してみないとわからない部分がございますので、100%執行

というのはなかなか通常の事業の場合には難しいかと思えます。

(クリーンロード費について)

猪股委員 県土 6 ページ、道路維持費の中でクリーンロード費があります。結構な大きな数字が出ているんですけども、この事業はどんな内容なのか教えていただきたい。

高井道路管理課長 クリーンロード費は、道路を清掃する業務になっております。ですから、黄色い車で道路を走っているのを見かけたことがあると思いますが、そういうものが主な事業になっています。

猪股委員 4 億何千万円とあるんですが、これは全て委託という解釈でよろしいですか。

高井道路管理課長 ほとんどのものが委託になります。

猪股委員 この下に機械整備費がありますけれども、これと、道路整備受託事業費ってありますよね。1,567 万円余と 4,500 万円とあるんですけども、この関係はどういう形になりますか。

高井道路管理課長 まず機械整備費でございますけれども、クリーンロード費で受託している会社に県の清掃車 5 台を貸与しております。貸与ですので、その整備そのものに、年間で結構費用がかかるんですけども、それが、1,570 万円弱でございます。それから、道路整備受託事業というのは、山中湖から神奈川県的小山町に向かう県道がございますが、峠から向こう側が神奈川県なんですけれども、管理上、山梨県で管理をお願いしますということで神奈川県と受託契約を結んでいまして、特に維持管理部門について神奈川県から 4,500 万円をいただいているものでございます。

猪股委員 道路整備受託事業は神奈川県から 4,500 万円をもらって、これを県として支出して事業をやっているという解釈でよろしいですか。

高井道路管理課長 はい、それで結構でございます。

猪股委員 先ほど説明がありましたクリーンロード費の中、県の車を委託業者に 5 台貸して、それを使って作業をしてもらうと。それで、維持管理については、この車の管理費はまた別に県で見るということで、その業者に渡して使ってもらっているものは、ほかにもこういう機材であるんですか。

高井道路管理課長 その他の機械としましては、2 年ほど前の大雪のとき以降に議会にも御理解いただいて買いました大型のロータリ除雪車、それも含まれます。

猪股委員 5 台の車以外にもあるということで、その機械整備費はその中に含まれるという解釈でよろしいですね。

高井道路管理課長 そのとおりでございます。

猪股委員 わかりました。ありがとうございました。

(ユニバーサルデザインについて)

清水委員

成果説明書の 103 ページのユニバーサルデザインについて御説明いただきたいと思います。よくユニバーサルデザインという言葉は聞きますけれども、その実態は何かといったときに非常にイメージ的に湧かないというのが実態じゃないかなと思います。

それで、平成 26 年度は、具体的にユニバーサルデザインの中で、フラット歩道とか防災新館の整備とかとあるんですけども、もっといろいろなテーマがあったはずだなと思っています。例えば表示のわかりやすさとか、いろいろな複合施設があっても、それが複雑にならない都市計画の仕方とか、それも全部ユニバーサルデザインだと思うんですが、内容を見ると、あまりにも単発的過ぎるかなと思っています。その辺のところをもう少しお話しいただきたいのと、利用しやすい防災新館ということで、私もあそこ使っているんですけども、非常に通路がわかりにくかったり、本当に利用しやすいかなという疑問を持っているんですけども、それも含めてお話をいただきたいと思います。

高井道路管理課長

まずユニバーサルデザインであります。ユニバーサルデザインの定義につきましては、全ての人たちが使いやすいというのが基本定義だと思います。道路管理サイドでいいますと、特にバリアフリー関係をまずは基本的に中心に考えております。ただ最近、富士山については、静岡県と合同で、外国の方にもわかるように表示等については大分見直したところです。それから、県内の道路標識、まだ一部しか直っていないんですけども、やはり 2 カ国語を目指して今後取り組む予定でございます。

清水委員

すごい幅が広くて奥が深い内容がユニバーサルだと思うんです。これは定義がまさになくて、自分たちが使いやすいと思えば、もうそれが正解だと思うんです。そういうところを考えると、いろいろなところにいるいろいろなテーマがあるということを前提に、今後ともいろいろ業務推進をお願いしたいと思います。

高井道路管理課長

肝に銘じてやらさせていただきます。

(屋外広告物について)

塩澤委員

先ほど杉山委員の屋外広告物について関連ですが、答弁の中で、二十幾つの市町村がある中で 7 つが事業を受けていると。そのやっているところとやってないところの差というのは、どういうことですか。

長田美しい県土づくり推進室長

屋外広告物も 1 つの景観を構成する重要な要素ということで、景観に基づくそういった取り組みを割と一生懸命やっている市町村は、広告物も景観と一緒に取り組もうということでやっていただいていると思っています。

塩澤委員

さっきもちょっと話として出てきたように、長い間ほっといたから、やっているところとやってないところとかというのが出てきていると思うんです。それで、急に一生懸命やり出して、今度その事務事業を移そうという話で進めているんだとは思いますがけれども、どのぐらいを目途に、残っている市町村に対して事務事業を移譲したいと考えているという理解してよろしいんですか。

長田美しい県土づくり推進室長

指導は一生懸命しているんですけども、なかなか是正していただいているところも少ない。違反の物件でいきますと 56% がやってもらってしまして、あと残りの 44% ですが、実際違反以外にも、正式なものもご

ざいまして、それらを合わせますと 5 割程度は是正をしていただいておりますので、すけれども、まだ 4 割程度が残っているということです。そういったことで、まだ残っているものを一生懸命是正をしまして、なるべく違反が少なくして、それから市町村へお願いしていくというようなことを考えております。

塩澤委員            じゃ、違反があったものに関してしっかりと指導をして違反がないようになった時点で事務事業を移譲していくという理解でいいですか。

長田美しい県土づくり推進室長    本当は今でもお願いしたいんですけれども、なかなか市町村も人数的なこともございますので、そういったことで進めていきたいと思っております。

それから、訂正をさせていただきたいんですけれども、先ほど杉山委員から屋外広告物の手数料の件でお尋ねがございまして、私が県全体で 2,200 万円程度と言ったんですけれども、誤りでございました。県の分が 2,212 万円の手数料になります。それから、市町村でも 2,000 万円程度ございますので、合わせて 4,200 万円程度が屋外広告物の手数料として平成 26 年度にいただいているということになります。

塩澤委員            ああいう看板の中に、設置はしてあるけれども、さっきも言ったように、平成 3 年か 4 年ぐらい前、それより前から当然ついていたものもあると思いますし、持ち主がわからなくなったり、管理している人がいなくなったりというものもあると思うんです。そういうものについてどういう対応をとっているんでしょうか。

長田美しい県土づくり推進室長    あまりにもひどいものは、県で代執行ということがございますけれども、今のところ、そこまで行っているような報告は受けておりません。事務所でも一生懸命パトロールして、そういうものはないようにやっているということ聞いております。

#### (県営住宅の建てかえについて)

塩澤委員            県土 9 ページ、住宅建設費ですけれども、県営住宅の建てかえ事業費 5 団地 13 棟 338 戸とあるんですけれども、具体的にはどういった団地のことを指しているのかをお願いします。

渡井建築住宅課長    お示ししております 5 団地につきましては、まず市川三郷町の富士見団地、富士吉田市の寿団地、都留市にあります谷村団地、韮崎市にあります岩下団地、それから、今年度建てかえが終わりまして入居開始になりました大月市の大月団地、以上 5 団地でございます。

塩澤委員            そこについては、古かったということで建てかえをしたという認識でよろしいですか。

渡井建築住宅課長    委員のお話のとおりでございます。

塩澤委員            古いものからという認識でということだったんですけれども、県営団地はものすごく古いものもいっぱいあるかと思うんですけれども、それらについては今どういう対応をしているのか、どういうふうな整備をしているのか伺います。

渡井建築住宅課長 今、県営団地 7,755 戸を管理しております。それで、昭和 40 年代のものが全体の 2 割ほど、それから、50 年代のものが大体全体の 3 分の 1 程度、60 年代以降が残りの、半分は行かないんですけども、そのような状況でございます。今、委員の御指摘のありましたとおり、古い順から整備しているというのが実態でございます。特に昭和 40 年代のものにつきましては、建物の躯体が著しく老朽化しております。また、間取りも極めて小さいということで再利用が非常に難しいこと等がありますので、基本的には建てかえて整備を行っているという状況でございます。

それから、今後の昭和 50 年代以降のものにつきましては、現在、長寿命化計画を策定しまして、基本的な躯体は残して、中の内装等を撤去、水回りとかも撤去して全面改善工事ということで、2 戸を 1 戸にしたり、間取りの改修も含めて、先ほどお話のありましたユニバーサルデザインにも適応するような形での整備に努めている状況でございます。

塩澤委員 先ほど話が出たように、間取りが小さいからって、そういうものは解消されるという判断でよろしいですか。

渡井建築住宅課長 委員のおっしゃるとおり、古いものから順次ではございますけれども、対応しております。

塩澤委員 その際、今、4 階建て以上というようになると、エレベーターが必要かと思えますが、エレベーターについてはどういう対応をとっていくんですか。

渡井建築住宅課長 現在設計を進めて工事に入っております三珠団地、それから、御坂団地がございますけれども、基本的にはエレベーターの増築可能な限りはセットいたします。ただ、エレベーターを設置しましても、1 階の方が使われるわけではないということ、維持管理費がかかるということ、それから、よく新聞で出ますけれども、地震時等においてはロックされてしまって維持管理も非常に難しいという話もございますので、設置するにあたりましては、その団地に必要なのか必要でないのか事前の調査等を行っています。公営住宅というのは、住宅に困窮する低額所得者の方が入居しておりますので、それらの方々が本当に必要としているのかどうなのかということの実態を調査等行う中で整備しているのが現状でございます。

塩澤委員 先ほど話が出た、40 年代とか 50 年代とか、古いので建てかえをしていくところとか、あるいはそれに準じた整備をという話ですけども、古いけれども、エレベーターを付けることを予定していないというようなところはあるのでしょうか。

渡井建築住宅課長 まだ計画の段階ではございますけれども、団地においては増築するスペースがないとか、現在、平成 21 年度から整備いたしました県営住宅の駐車場の有料化、増築することによって駐車場スペースがなくなってしまうとか、いろいろなふぐあい等がございます。そういったところにつきましては、団地の入居者の方々等と打ち合わせをしながら、整備を進めているというのが今の実態です。

塩澤委員 困窮している人を考えると、お年寄りの人も多いかと思うんです。そういう



お年寄りの人が上に住むというのはなかなか大変な部分があるから、エレベーターをという話も聞くんですけれども、そういう人に対しては、エレベーターがあるほうへ移ってくださいますか、そういう話になっていくんでしょうか。それとも、何らかの方法を考えてくれるということですか。

渡井建築住宅課長 高齢化率が非常に高まっております、高齢者のみの世帯、65歳以上の夫婦だけがお住まいになられている方が1,600世帯ほどございます。また、高齢の単身の方がその中でも1,100世帯ほどございます。今、委員おっしゃるとおり、現状においても非常に高齢化が進んでいる中において、今、例えば3階とか4階に高齢の方が住んでいる方も、いろいろな事情がございますので、必要に応じて1階へ転居を認めたり、また、今後、整備を進めるにあたりましては、住棟単位で整備はいたしますけれども、全体のニーズ、そういったことも踏まえながら整備をしてみたいと思っております。

遠藤委員 今の住宅の建てかえの関連で質問をさせていただきたいと思います。古いものから順次建てかえ等をやっていたらと思います。入居者がどういうふうになるのかということで、例えば三珠団地の場合は、政策空き家を作って入居者をいなくしてから改修作業に入ったということですが、ほかのところは、入居者というのは、入居される方が優先すると思うんですけれども、どんなふうに対応しているんでしょうか。

渡井建築住宅課長 今までの建てかえ事業、それから、先ほど申し上げました全面的改善事業は、居ながらにしての工事が基本的にできません。したがって、現在、建てかえ工事に入ります前に政策空き家ということで、一旦、その住棟あるいは団地に募集停止をかけて、空き戸数を確保する。その空いたところに、移っていただく。そうしないと、移転費等については、国費や県費を投入しなければならないという実情もございますので、できるだけローコストにするためにそういう工夫をしております。それで、一旦工事が仕上がりますと、もと住んでいた方を第一優先に、その住棟に戻り入居という格好でセットいたします。それから、戻り入居以外の新規整備したところにつきましては、公募によって募集を開始いたします。それと同時に政策空き家の解除を行うというのが通常の事例でございます。

遠藤委員 戻り入居の可能性というのは、どのぐらいのものでしょうか。

渡井建築住宅課長 戻り入居というのは、今まで住んでいたところを工事するから一旦出て、また戻っていただく。しかしながら、そこでは先ほど話しましたとおり、エレベーターがセットされている場合、あるいは設備投資等を行いますので、家賃は一般的に上がります。家賃が上がってもいいという方、利便性を求める方は基本的に戻り入居される。そうじゃない、むしろ安くいい、たまたま1階があいているとかそういうところの希望がありましたら、そちらのほうに移転していただくとか、さまざまな事例等がございますので、ニーズも踏まえながら入居管理等を行っているのが実態でございます。

遠藤委員 その数字的なものの把握はされていますか。

渡井建築住宅課長 いろいろ団地によってのニーズによって異なりますので、一定的なパターンというのは申し上げられません。

(クリーンロード費について)

山田副委員長 先ほどの猪股委員の質問に関連するんですが、クリーンロード費は、道路を車で清掃するということですね。県で車を貸し出して道路を整備するというので、先ほど委託とおっしゃったんですけれども、委託にする意味はあるんでしょうか。掃除をする業者は、入札じゃなくて、委託ということですね。その委託にする意味というのを教えていただきたい。

高井道路管理課長 委託と申しましても、やはり適切な入札契約のもとで請負でお願いしてま

す。

山田副委員長 入札ですか。

高井道路管理課長 はい。

山田副委員長 わかりました。結構です。

(住宅耐震化率について)

小越委員 主要成果説明書 97 ページ、住宅耐震化率 58.3% の進捗率です。たしか平成 27 年までに 90% でしたか、国も目標を決めていると思うんですけれども、この 58.3% の内訳が 98 ページに載っています。市町村への支援で 23 市町村 434 戸、耐震改修も 12 市町村あるんですけれども、いずれも平成 25 年度に比べまして少ないですね。前の年は 26 市町村 556 戸、17 市町村 75 戸、17 市町村 78 戸、2 市 2 戸だったんですけれども、平成 26 年が少ないです。大分前からこの住宅耐震化はずっと出ているんですけれども、進まないのはなぜなのか。そして、どうやってこの目標値に達しようとしているのかお示してください。

渡井建築住宅課長 今、委員から御指摘ございました主要施策成果説明書 97 ページでございますが、もう一度確認させていただきますと、目標値が平成 26 年度末 88.2% に対して 82.7%、進捗率が 58.3%、それから、今年度末をもちまして 90% を本来の目標としてございました。しかしながら、現在、出だしのときから全国平均よりもおくれてスタートしたんですけれども、結果として、全国平均よりも基本的に下回っているような状況でございます。これらにつきましては、新陳代謝の著しい大都市の状況はともかくとしまして、地方部においては経済不況のあおりを受けまして、本来予定しておりました住宅の建てかえ、これが全国的におくれている。山梨を含めて地方の都市を抱えている県等におきましては、やはり耐震化率が進んでいないというのが状況でございます。

また、一軒一軒、耐震診断等の戸別訪問等を行っておりますが、そのときの意見を聞きますと、やはり高齢化が進んでおり、高齢世帯において、跡取りがそこに住まないのに無駄な投資ができないとか、そんな無駄なお金はないとか、あるいは耐震改修工事を行うには居ながらにしての工事になりますので、非常に面倒くさいとか。そうはいっても、中には進める方もいらっしゃるんですけど、そういう方は、どこへ頼んでいいかわからないとか、さまざまな意見等ございます。

県といたしましては、先ほど委員からもお話もありましたとおり、市町村の支援ということでこの事業は成立しておりますが、県市一体となって今、耐震化を進めております。平成 23 年度から始めました戸別訪問、これは毎年平均

大体 2,000 戸ぐらい行っていますが、今年度で大体 1 万戸回ることになります。具体的に申し上げますと、市町村が老朽化した住宅の地区を選定して、建築士会の会員の技術者のボランティア活動の協力を得ながら、地元自治会の役員と合同で戸別訪問を行う。そこで耐震診断の必要性、耐震化改修の必要性を地道に活動していているような実態でございます。このような活動はやはり今後も続けていくべくものと考えております。

小越委員

耐震化、今は耐震診断をしてくださいというところが主ですけども、先ほどお話があった、面倒だとか、高齢化だから仕方がないというふうに、それを県が言ってしまいますと、何か大きな地震があったときどうするかということで、なぜそれができないのか。お金を補助するとか、そういうことも含めてぜひ検討していただかないと、進まないと思います。

#### (砂防堰堤について)

主要成果説明書の 99 ページ、砂防堰堤です。急傾斜地の崩壊防止施設の整備、新規着手 12 カ所、砂防堰堤の整備、新規着手 11 渓流とあります。昨年に比べて急傾斜地の新規着手が多くなってはいるんですけども、そもそも毎年何カ所やるつもりなのか。新規といいますけれども、全部やるとしたら、あと何年かかるのか。全体像を出していただきたいんです。どこまで進んでいるのか。

保坂砂防課長

土砂災害警戒区域は約 7,000 カ所ございます。このうち、全てを整備するというのは、本当に気が遠くなるようなそういう年月がかかる次第です。これを効率的にやっていくために、県としては、要配慮者利用施設とか、危険性が高い、災害が起こった箇所、それから、災害上重要な施設があるところ、そういうところから整備しているという状況でございます。新規事業につきましては、県の予算の中で終わった箇所があれば、その予算の中で検討していくという状況でございます。

小越委員

本来ここは必要であって、7,000 カ所あると気の遠くなるということで、進捗率は多分 10%か 5%か、そういう数字かもしれませんが、予算の中からじゃなくて、必要なものだから予算をとってくるとしないと、いつまでたっても全部終わらないし、また新たに急傾斜地の崩落が始まるんじゃないかと思えます。

翌年度繰越額もかなりたくさん残っております。地すべり対策費ですが、このお金をどうして使えなかったんですか。

保坂砂防課長

1 つは、やはり県の事業、どの事業が大切かということは非常に難しい判断でございます。当然、砂防事業も大事ですので、これを推進することも大事ですし、ほかの事業も大事であります。ですので、県の予算の中で砂防事業をやっていかなければならないということを考え、一方、危険が迫った場合には、当然、災害事業とか国に対して災害関連事業をとりまして対応している状況でございます。

また、繰り越し事業ですが、砂防事業は湧水期事業ということで、そのために繰り越しが多くなっている。また、新規事業に当たりまして、いろいろな調整、説明会を開いたり、市町村の御協力をいただきながら事業も進めている状況でございますが、どうしても御理解をいただけない、また山間地が多いということで、いろいろな利権関係が複雑だということもありまして、こういっ

た繰り越しが出ている状況でございます。

小越委員 　　だから、それがわかっているのであれば、年度計画をつくってやらないと、いつまでたってもこのまま進まないんじゃないかと思います。

**(住宅新築資金貸付金について)**

次に、歳入歳出決算報告書の 365 ページ、債権の住宅新築資金貸付金、平成 26 年度現在高が 4 億 9,900 万円のところです。そもそもこの住宅新築資金貸付金事業は、どのような方に貸し付けをいつからされていて、何人借りていらっしゃるのか、まずお答えください。

渡井建築住宅課長　この事業は、歴史的・社会的理由によって生活環境等の安定公序が阻害されている対象地域、また対象地域外においても、県費の投入等によって住宅の改修、建てかえ、そういったものに対する支援制度が創設されました。基本的には昭和 54 年から国補事業、また、昭和 55 年度から県事業とあわせての貸し付け、最後まで償還が行われるのは甲府市でございますが、償還期間は平成 39 年までとなっております。

小越委員 　　最初に言った何とか何とかの対象地域って、具体的にどういうことですか。私がそれを申請して借りることはできるんですか。

渡井建築住宅課長　それは既に平成 8 年度には国補事業が、平成 15 年度には県単事業がそれぞれ終了しておりますので、現在は償還が行われているということになります。また、地域的には、国補事業につきましては、生活環境等の安定公序が阻害されている対象地域ということで、国補の対象要件に合致するところがエリアとして決まっている。それ以外のところは県費の投入という形になりますので、制度要綱的には、国補と県費の対象地域は分かれるんですけども、整備する内容、補助制度の内容につきましては、借りられる方にとっては同じと理解しております。

小越委員 　　何人の方が借りてらっしゃって、滞っている方々は何件いるか、おわかりになりますか。

渡井建築住宅課長　当初から借りていた方は 451 名でございます。現在償還が完了しているのが 128 名、全体としまして 3 割程度の償還が終わっていると市からの情報で聞いております。

小越委員 　　7 割の方が、昭和 54 年、また昭和 55 年から開始されたところで、平成 39 年までかかるんですけども、償還されていない、滞納されていると。これは延滞金とかはつくんでしょうか。

渡井建築住宅課長　県は市町村に対しまして貸し付けを行っておりまして、実際貸し付けを申請者に行うのは、あくまでも契約上市町村が行うことになっております。それから、今、委員のお話のことについて、ある資料によりますと、一部の市町村では延滞金の徴収規定がある状況でございます。

小越委員 　　128 人が完了、残り 7 割ぐらいがなぜ完了されていないのでしょうか。県がこれだけまだ 5 億円近く、平成 39 年までかかって終わるのかも含めて、な

ぜそれが返してもらえないのか、どういう手立てをとっているのか教えてください。

渡井建築住宅課長 この事業は、先ほど申し上げましたとおり、県は市町村に対して原資の貸し付けを行っておりまして、実際、その資金を活用しているのは、あくまでも住宅を建て直したい方あるいは改修したい方が、市の貸し付け事業にのっとって申請手続を行ったものでございます。そういったことを前提としまして、昨年度、市町村と勉強会をさせていただきました。その状況を踏まえて申し上げますと、やはり滞納者におきましては、自営業で営業が不振であるとか、あるいは病気であるとか、さまざまな理由があって滞納をしているというのが実態でございます。

小越委員 ほかのいろいろな債権に比べて、これ、非常に緩いんですね。自営業が不振だとか病気とかありますけれども、それ以外の方々、ちゃんとどこに住んでいるのかつかんでいるのか。これ、いわゆる同和事業ですね。こうした住宅新築資金は、私たち借りられないわけですね。この方たちに対して、本当に同和の対象なのかどうか確認をしていただくのと、それから、例えば税金の場合、必要であれば、差し押さえをしたり、連帯保証人のところに行ったりとかするんですけれども、なぜそういうことをしないのか。市が困っているのであれば、県が市に対してしっかり指導するべきだと思うんですけれども、そういうことされてきたんでしょうか、最後お伺いします。

渡井建築住宅課長 市町村と勉強会を昨年度行いました。その状況を踏まえますと、本人への督促の状況はなかなか進んでいない。また、連帯保証人も、事業としては別なんですけれども、別途 2 名の連帯保証人を立てて事業が成立している、貸し付けを行っているのではございますけれども、なかなか市町村においても継続した督促ができていない。間があいてしまった連帯保証人への督促を再度やり直すというのも非常に難しいという状況は伺っております。

しかしながら、県といたしましては、実際ちゃんと支払いを行っている方の不公平感はなくすべきであろうということを前提として、市町村に対しては指導等を行っております。

小越委員 この問題、また総括審査でしたいと思います。

#### (公共事業に係る費用について)

先ほど遠藤委員のほうから、公共事業の支出されているお金が全部で 5 2 8 億円と聞いたと思うんですけれども、平成 2 6 年 5 2 8 億円、平成 2 5 年 7 3 7 億円、平成 2 4 年 5 3 5 億円と聞いたんですけれども、支出済額が 5 2 8 億円ということは、全体の公共事業の予算現額があって、それに対して支出が幾らで、繰り越しが幾らで、不用額が幾らという、それがわかったら教えてください。

清水県土整備総務課長 先ほど申し上げました 5 2 8 億円というのは、あくまで工事費のみの契約額、発注額で、県全体の金額ということになります。県土整備部の関係でいいますと、公共事業予算、県土整備部の平成 2 6 年度の最終予算が 4 7 1 億円余となっております。そのうち、契約金額は、工事が 3 8 6 億円、委託で 9 4 億円、計で 4 8 0 億円、これが県土整備部としての契約金額となっております。

繰り越しは、公共事業費だけの繰り越しというのはちょっと手元にございませぬ。前年度からの繰り越しということで、平成 25 年度から 26 年度への繰越額全体として 321 億円余ございまして、このうちの実際の工事とか委託の予算が幾らかというのは把握しておりませぬ。公共事業費については原則的に不用額は出ないということになっています。繰り越しの手続をとって、支出額、それから、歳入額ともに繰り越しをしておりますので、公共事業につきまして不用額は基本的に出ておりませぬ。

小越委員 不用額はゼロということで、ただ、繰り越しが 321 億円、支出済額が 528 億円と。そうしますと、支出した工事が、契約は 386 億円と。それとほぼ同じではないけれども、かなり近い数字の金額が繰り越しで行くと。そうなりますと、予算はあったんだけど、実際に工事を出したというのが約半分で、半分は繰り越したと思っていいますか。

清水県土整備総務課長 ただいまの繰越額、平成 25 年度から 26 年度への繰越額 321 億円余ということをお願いしたけれども、25 年度につきましては、経済対策による 2 月の段階での補正予算がございました。これが県土整備部ですと 132 億円余ございまして、これは 2 月の段階ですので、全て執行するというわけにはいきませぬので、ほとんどが繰り越しになっているということで、金額が大きくなっています。

小越委員 数字をもう 1 つお聞きしたいんですけども、先ほどから、前年度に比べて公共事業のお金が少ないんじゃないかという話を聞いているんですけども、監査委員の審査意見書の 23 ページ及び 24 ページ、24 ページの投資的経費を見ますと、全体で平成 25 年度と 26 年度の増減率のところは、投資的経費がプラス 1.7 でふえております。これは多分県土整備部だけじゃないと思うんですけども、普通建設事業費が伸びております。そして、23 ページを見ますと、土木費が支出に占める総額の割合が平成 25 年度 15.9% に対して、26 年は 17.2% とふえております。対前年増減率 5.1% です。支出済額の対前年増額を見ますと、土木費だけが三角がついておりませぬ。ということは、歳出上は、土木費はふえていたという理解でよろしいのでしょうか。

清水県土整備総務課長 やはり経済対策の関係で公共事業費の補正予算も含んでおりましたので、その分が影響していると思います。

**(県営住宅の使用料について)**

白井委員 県土の 1 ページに載っていますが、特に私は使用料に対して聞くわけじゃないんですけども、高齢化社会ということに加えて、独居老人という立場の人が大変多いはずだけれども、今、県営住宅で単身者の入居率というのは全体のどのぐらいの比率を占めるんですか。

渡井建築住宅課長 単身の世帯が入れるのは 1DK とか 2DK があるんですけども、基本的に高齢の単身の方は現在 1,135 世帯入っております。委員の質問にありました、何戸、枠があるかという情報は、今、手持ち等にございませぬ。

白井委員 いやいや、質問が理解できてない。要するに、全体の県営住宅の中で、単身者の入れるものは何%、どのぐらいあるのかと尋ねている。

渡井建築住宅課長 今、手元に用意してございません。

白井委員 実は例えば塩部第一の場合は 15 戸、単身世帯の入居可能な部屋があるそうだけれども、一番古い人は平成 18 年 1 月に申し込んでいながら、まだ入れないと。平成 18 年ということは、今から 9 年前に申し込んでもまだ入れないそうです。見ると県営住宅はあいているんだよね。入居率とか稼働率の資料はないかな。

渡井建築住宅課長 全体で 1 割程度が空き戸数等がございます。それは政策空き家等も含めまして 1 割程度でございます。

白井委員 政策空き家を含んで云々で 1 割程度という話ですけれども、それが相当シビアな数字かどうか私は即座には理解できないというか、悪いけれども、信頼できないんだけど、待っている方々の話を聞くと、「あいているんですよ、いっぱい」とよくそういうこと言うてくるんだよね。そういう意味で、よく調べてほしい。住宅供給公社が入退去の業務は代行してやっているわけだけれども、申し込んで 9 年もたってもまだ入れないという実態、これは極めて不自然というのも表現がおかしいかもしれないけれども、ともかくよく今の県営住宅の状況を調べて、こういうものに対処する。ともかく住宅困窮者にとって、民間住宅は高くてもどうしても無理だ、何とか入れてほしいという話をお年寄りからたまに聞くんです。そんな意味で、こういうことに対して応えることはどうしたらいいかと、何か案はないのかな。

渡井建築住宅課長 ただいま委員のお話のありましたとおり、待っている方が 10 年近くも待っているということは異常な状況であるとは認識しております。ただ、先ほどちょっとお話にございましたけれども、その間においても建てかえ事業等は進んでいる。場所にとらわれなければ、空きあるいは公募等もございます。状況をもう一度公社に確認して、その上で、例えば建てかえ住宅の団地があって公募をかけるときがあれば、もう 10 年近く待っている方には第一にお知らせして抽選をさせていただくとか、そういったお知らせとか対応がとれるかどうかということも含めて検討してまいりたいと思っております。

**(流域下水道の維持管理費の不用額について)**

渡辺委員 最初に宮本委員の関連質問になりますけれども、17 ページ。先ほど不用額というお話がございました。その中に、不用額の主なものということで、維持管理委託料等の執行残 5 億 3,830 万円という数字が載っておりますけれども、これはどういう解釈をしたらいいのかな。仕事をしなかった、あるいはする必要がなかった、どういうふうに考えればいいんですか。

山下下水道室長 この維持管理費の執行残でございますが、流域下水道の維持管理費に要する予算でございます。3 年間で計画を立てるわけでございますけれども、計画水量を算定して予算を設定しております。これにつきましては、市町村が面的な公共下水道の整備を進めるわけですが、予定どおり整備が進まずに、実際の精算に当たっては実績の流量で精算をしておりますので、そんな関係でその分の維持管理費がここでは不用額という形で残ったといった状況でございます。

渡辺委員 下水道の支出の内訳ということで、執行した維持管理費が 26 億円載っておりますよね。あと、建設費と管理総務費、そうしたものをよく見ていきますと、

建設費を抜いていくと、支出済額の主なものは維持管理費になってくるんですけども、これはどういうシステムになっているのかな。その辺を教えてくださいなと思います。

山下下水道室長 維持管理でございますけれども、4つの流域下水道につきましては、県から下水道公社に委託をいたしまして維持管理を行っていただいておりますという状況でございます。

**(歳入額と歳出額について)**

渡辺委員 県土1の簡単なご説明をいただきたいと思うんですが、予算の歳入決算の状況、収入済額が427億円と出ていますよね。そして、一般会計の支出が822億円。普通の会社でしたら、歳入と歳出で、足りれば黒字だし、足りなければ赤字だという簡単な考えがあるんですけども、行政はちょっと違いますよね。その差額の400億円ぐらいの金額というか予算はどこを見ればいいのか。そこをちょっと教えてくださいなと思います。

清水県土整備総務課長 歳入と歳出額との乖離が大きいということでございますけれども、当然、歳出予算を組むに当たっては歳入予算が必要になります。県土整備部でありますと、ここに載っておりますのは、分担金・負担金とか使用料・手数料、国庫補助金がございますけれども、これ以外にも一般的な財源といたしまして、県税とか地方交付税、それから、県債、公共事業をやるときには県債を発行して行います。こういったものが大きな財源となってまいりますけれども、これらにつきましては、総務部で一括して歳入をしておりますので、県土整備部には計上されていないということになります。ですから、総務部に一括計上されています。

**(公共土木施設の長寿命化の推進について)**

渡辺委員 それでは、もう1点。6ページ、公共土木施設の長寿命化の推進ということで、14億7,374万1,000円が載っております。これは成果表を見ると、長寿命化計画にのっとって110の橋梁が平成26年度には長寿命化されたということですが、累計でどのぐらいの橋が整備されたのか、わかたら教えてくださいなと思います。

高井道路管理課長 成果説明書の123ページをごらんいただきたいと思います。123ページの下から2段目、まず橋梁の耐震化、橋梁は小さいものから大きいものまでさまざまございますけれども、現在のところ、15メートル以上の緊急輸送路に関して申し上げますと、現在ほぼ8割方完了しております。

渡辺委員 最後に、その8割方というと残り幾つぐらい残っているのかな。

高井道路管理課長 耐震化を進めていきたいと思っておりますのは、おおむね960橋を対象としています。その中には緊急輸送路に含まれない橋梁、そういうものも入っています。

以上

決算特別委員長 永井 学